

平成20・21年度 文部科学省委託事業

「P T、O T、S T等の外部専門家を活用した指導方法等の
改善に関する実践研究事業」

事業実施報告集

平成22年3月

青森県教育委員会

はじめに

本県の県立特別支援学校においては、平成21年5月1日現在、在籍幼児児童生徒数1,618名のうち約36%が重複学級に在籍しており、その数は10年前に比べて約1.65倍となっています。

各特別支援学校では、保護者の理解と協力を得ながら、教員が医療機関に向いて理学療法等の訓練を見学したり、医師等の助言を仰いだりするなど、幼児児童生徒一人一人に対する指導の充実に向けて、指導内容や方法の改善に取り組んできました。

一方、平成21年3月に公示された新しい特別支援学校学習指導要領では、障害の重度・重複化、多様化への対応のひとつとして、重複障害者の指導に当たっては、必要に応じて専門家の指導・助言を求めるなどして、学習効果を高めることが規定されたところです。

このようなことから、県教育委員会では、文部科学省の委託を受け、平成20・21年度の2か年において、PT（理学療法士）、OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）等の外部専門家の知識や技術を活用した指導方法等の改善について、津軽地区と県南地区を指定地域とした実践研究事業に取り組んできました。

この報告集では、研究指定校及び研究協力校の実践による成果と、継続して検討すべき課題が報告されています。県内の特別支援学校においては、これらの成果と課題を踏まえ、幼児児童生徒一人一人に応じた指導がより一層充実されることを期待いたします。

最後に、本事業に御協力いただきました関係各位に深く感謝申し上げ、今後とも、本県特別支援教育の更なる充実と推進について、御指導、御助言を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年3月

青森県教育庁学校教育課長

小林 一也

目次

はじめに

第1章 事業の概要	1
I 研究のねらい	
II 研究のテーマ	
III 研究の内容	
IV 研究の方法	
第2章 指定地域における実践	3
I 津軽地区	3
【研究指定校】 県立弘前聾学校	
【研究協力校】 県立青森聾学校	
【研究協力校】 県立八戸聾学校	
II 県南地区	26
【研究指定校】 県立七戸養護学校	
第3章 事業のまとめ	45

第 1 章 事業の概要

I 研究のねらい

本県の県立特別支援学校では、平成 21 年度において、重複学級に在籍する児童生徒の割合が 34.5%（知的障害者を教育する特別支援学校では 32.5%、肢体不自由者を教育する特別支援学校では 59.4%）であることからわかるように、障害の状態が重複化する傾向にある。また、医療的ケアを必要としたり、精神疾患等を併せ有したりするなど、障害や病気の状態の重度化や多様化も進んでいる。

この現状に対し、各特別支援学校では、それぞれが対象とする障害種別についての専門性を生かした指導を展開するとともに、保護者や医師等と連携しながら、一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実を目指した取組を進めてきた。

また、「青森県特別支援学校在り方検討会議」による答申（平成 21 年 1 月）では、施設設備の整備のほか、以下のような提言が行われた。

- ・ 視覚障害及び聴覚障害を対象とする特別支援学校における専門的機能の維持・継続及び支援機能の拡充
- ・ 知的障害を対象とする特別支援学校における肢体不自由部門の設置
- ・ 肢体不自由を対象とする特別支援学校における医療的ケア等の専門的な支援を必要とする重度重複障害児に対応する教育機能の充実
- ・ 関係機関との連携強化による地域における特別支援教育のセンター的機能の充実

これらのことから、各特別支援学校が、それぞれ培ってきた各障害種に関する専門性をより一層向上させ、併せて複数の障害種別に対応するなど教育機能の充実を図るためには、幼児児童生徒の実態把握、指導計画の作成、教材教具の工夫、評価の方法などについて、学校以外の医療、保健、福祉、労働などの各分野の専門家の活用を図ることが必要となる。

さらに、その成果は、県内の特別支援学校が共有し、各校の実情に応じた取組を工夫していくことによって、本県の特別支援教育の推進に大きく寄与するものである。

そこで、就学前からの教育相談など地域における特別支援教育の支援拠点としての役割を積極的に果たしてきている県立弘前豊学校と、知的障害と肢体不自由を併せ有する児童生徒の在籍が増加している県立七戸養護学校を研究指定校として本実践研究を行うことにした。

II 研究のテーマ

外部専門家を活用した自立活動等の授業改善に関する実践研究

III 研究の内容

外部専門家（理学療法士（以下 PT という。）、作業療法士（以下 OT という。）、言語聴覚士（以下 ST という。）、学識経験者等）を活用した、自立活動等の授業における指導方法等の改善、教員の専門性の向上、特別支援学校と家庭及び関係機

関の連携等について、地域や学校の実情を踏まえながら実践的に研究を進めた。

IV 研究の方法

県立弘前聾学校については、青森県言語聴覚士会に所属する ST 等のほか、学識経験者、手話通訳者等の協力を得ながら研究を進めた。また、県全体における聴覚障害教育を推進するという観点から、県立青森聾学校及び県立八戸聾学校を研究協力校として研究実践を進めた。

県立七戸養護学校については、公立大学法人青森県立保健大学や関係医療機関に所属する PT 等のほか、学識経験者等の協力を得ながら研究を進めた。

第2章 指定地域における実践

I 津軽地区

【研究指定校 県立弘前聾学校】【研究協力校 県立青森聾学校、県立八戸聾学校】

1 平成20年度の実践

1) 研究のねらい

外部専門家としてのSTを活用した自立活動等の指導内容や方法を検討し、授業実践を積み重ねることで、学校における外部専門家の有効な活用の在り方を探る。

2) 研究内容

1. 外部専門家を活用した自立活動等の指導内容や方法を検討し、授業実践を蓄積する。
2. 外部専門家を講師としての校内研修会や公開講演会を実施し、学習活動に関連した専門的な知見を得る。
3. 授業実践の中で、評価方法を工夫しながら授業改善を図る。
4. 外部専門家の活用を踏まえた個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成及び効果的な活用を検討する。

3) 評価の方法

1. 校内研究委員会においては、研究内容の計画立案と研究経過の集約を行い、成果と課題を分析する。
2. 外部専門家推進会議においては、校内研究委員会からの経過報告を検討し、次年度へ向けた助言を行う。

4) 研究経過

1. 外部専門家活用プログラムの実施

ア はじめに

本校小学部では来年度の全日本聾教育研究大会において、「発音・発語指導」をテーマに研究発表をすることとし、平成20年4月からすでに準備に取り組んでいた。中学部が休止になるなど児童生徒数の減少に伴い教員数も減少している本校では、複数の研究に教員を分散して担当させることは難しいことから、本研究事業と全日本聾教育研究大会の研究発表をリンクさせることで計画を策定することとした。

イ 「発音・発語指導」と児童の実態把握

本研究の対象児童を決定するために本校小学部6名について、STにそれぞれの授業を参観してもらったうえで意見交換を行った。

来校するSTが2名となることや、児童の聴覚活用の実態等を踏まえた検討

の結果、小学部 2 学年児童 A と小学部 5 学年児童 B の 2 名を対象とすることとした。

ウ 「摂食指導」と児童等の実態

給食指導や家庭での食事等の様子から、摂食指導の必要があるのではないかと考え、当初、本研究事業計画に盛り込んでいた。しかし、1 回目の ST 訪問日に十分な時間をとって観察してもらったところ、専門的な摂食指導を施す必要性はなく、これまで学校と家庭が連携して行っている日常的な食事指導だけで改善が望めるということから、この研究の対象とはしないこととした。

エ 外部専門家活用プログラムの実施

外部専門家活用プログラムは、学校行事などの校内事情のため、平成 20 年度は 4 回にとどまった。

2 回目と 3 回目は、2 校時を授業参観とし、3 校時をケース検討会（自立活動担当者等への指導・助言）としたが、ST との話合いの中で、観察時間の延長の要請があったため、4 回目は、1・2 校時を授業参観とし、3 校時を課題の説明やそれに対する指導法についての指導・助言の時間とした（表 1）。

表 1 外部専門家活用プログラムの日程と内容

月日	時間	内容
9/29 月	9:50~10:35	小学部授業参観
	10:45~11:30	小学部職員との打ち合わせ
	12:00~12:30	幼稚部給食参観（実態把握、助言）
10/8 水	9:50~10:35	小学部授業参観（対象児 2 名）
	10:45~11:30	ケース検討会 個別課題の分析、指導・助言、実践
11/28 金	9:50~10:35	授業参観
	10:45~11:30	ケース検討会 課題の分析、指導・助言、実践
12/9 火	8:55~9:40	小学部授業参観（対象児 2 名）
	9:50~10:35	
	10:45~11:30	ケース会議 まとめ、今後の指導に向けて

2. 地域公開講演会の実施

期 日 平成 21 年 2 月 1 日（日曜日）

テーマ 聴覚障害を有する子どもへの早期支援～私のホームトレーニングの 40 年を顧・省みて～

講 師 帝京大学名誉教授、田中美郷教育研究所長 田中 美郷 氏

参加者 90 名（学校関係者 57 名、ST 等医療関係者 15 名、保護者他 18 名）

内 容 講師のこれまでの臨床経験を踏まえ、ホームトレーニングの哲学としての早期支援の総論や、家庭（母子）を核とした聴覚障害児の療育（教育）についての各論について、詳細に講義された。

5) 成果と課題

1. 成果

本事業の実施により、本校では初めて外部専門家による授業へのアドバイスや指導を受けたり、研修会、講演会等を実施したりすることができた。これらのいくつかの試みを通して、校内研究委員会での分析により、次のような成果が認められた。

ア 授業場面

- ・ 自立活動の実際の指導場面を参観してもらうことにより、聴覚学習の具体的な指導法や鏡を使った発音練習の方法、呼吸の練習（呼吸 4 態）などについての具体的な手立てを知ることができた。
- ・ 単語や短文の読話練習の手段とその傾聴態度の育成についての指導・助言を得ることができた。また、対象児の学習意欲を損なわないような手立てについての助言が得られた。

イ ケース検討会や学部会

- ・ 人工内耳を装用している児童に対しての構音指導や他機関の ST との連携についての情報を得ることができた。
- ・ 自立活動に関する対象児童の実態について、個別の指導計画をもとに学部の教員で話し合ったことで、対象児童の傾向や課題、重点目標などの共通理解を図ることができた。
- ・ 指導内容や方法について、担当者の具体的な疑問に答えてもらい、課題等への認識が深まるとともに、実践への手がかりとなった。
- ・ ST の指導・助言を受け、構音検査等を実施することにより、対象児童の状況が徐々に分かり、自立活動の指導に役立った。

ウ 研修会・講演会から

- ・ 全体研修では、いろいろな言語発達検査について、検査結果の解釈やその生かし方について研修を受け、教員全員が検査についての理解を深めることができた。
- ・ 地域公開講演会では、聴覚障害を有する子どもにかかわっているいろいろな職種の人たちが一堂に会し、子どもの言語発達を促すためにお互いに専門性を高め、協力し合いながら取り組んでいく必要性についてあらためて認識することができた。

2. 課題

本年度の事業の展開を通し次のような課題が明らかになった。

ア 発音・発語指導の技法について

- ・ 発音・発語等の指導ができる教員が少なくなっており、その指導方法等について ST が有している技法を学ぶ機会を拡充する必要がある。
- ・ 本校では、重点的に発音・発語指導に取り組んできたが、児童によっては言語指導に取り組まなければならないことが ST から指摘されており、ST の協力の下で合わせて指導をしていく必要がある。

イ 保護者との連携について

対象児童の理解を含め、保護者との連携については十分な時間を取ることができず残念であった。また、保護者の理解を深める意味でも、教職員と保護者を含めた全体研修会などの計画が必要である。

ウ ケース検討会の時間確保について

ST の来校日については授業参観の時間を優先的に設定することで問題がなかったが、その後の ST と小学部関係教員との協議の時間設定が、児童の授業と並行して実施しなければならないため確保が困難であり、工夫を要する。

エ ST 来校日設定について

特に医療機関に勤務している ST については、その勤務と本校の授業時間の擦り合わせに無理が生じている。特に本校は小学校・中学校学習指導要領に準ずる教育課程で時間割を組んでいることから、ST の日程を優先して簡単に授業変更はできない状況もあり、外部専門家活用の実施・継続のための大きな検討課題である。

6) 今後の展望

今年度の事業の成果と課題を踏まえ、次年度以降は、次のような取組を順次展開することで、さらなる成果を上げることが期待できるものと思われる。

- ・年度当初に、ST がその手法を用いて言語や発音等について検査・評価を実施し、指導や方法について学校と協議し、個別の指導計画や個別の教育支援計画を、ST と教員がそれぞれの観点を持ちながら、協同して作成に当たる。
- ・ST による定期的な授業参画や、本校が提供する授業の様子のビデオ等の記録をもとに、指導法の改善に関する助言を行う。また、児童の変容を確認し、次の課題設定や指導方法について具体的に協議する。
- ・保護者と ST の連携を深めるために、保護者を含めた校内研修会や講演会を実施する。

2 平成 21 年度の実践

1) 研究のねらい

平成20年度の実践による様々な課題について、より多角的な検証を深化させていくために、学校規模や地域性を考慮し、平成21年度については、県立弘前聾学校を研究指定校として継続すると共に、県立青森聾学校と県立八戸聾学校を研究連携校と位置づけることとした。

各校が有する学校課題等を踏まえ、STだけでなく、県内各地域の実情に応じた外部専門家を活用し、自立活動等の指導内容や方法を検討し、授業実践を積み重ねることで、学校における外部専門家の有効な活用の在り方を探ることとした。

2) 県立弘前聾学校における実践

1. 「外部専門家活用プログラム」の概要

- ・対象児童は、前年度と同じ小学部児童 2 名とする。

- ・外部専門家は、ST養成専門学校教員1名と、医療機関所属ST1～3名とする。
- ・訪問日は、各所属と調整の上、決定する。(実施は7回)
- ・実施内容は、以下のとおりとする。

- ①STが言語発達に関する検査を実施し、本校が実施した教育心理検査結果等とあわせ対象児童の言語発達における課題を整理する。
- ②個別の教育支援計画や個別の指導計画を見直す。
- ③対象児童個々のニーズに応じた指導方法や指導内容を検討する。
- ④教員とSTによる指導を実践する。
- ⑤ケース会議等を通して、授業改善を図る。

表2 外部専門家の来校日等

月日	主な内容
4/21	諸検査の実施
5/14	ケース検討会
6/3	授業参観、ケース検討会
7/3	言語指導
9/2	VTRによる授業研究
11/13	VTRによる授業研究
11/27	授業参観、ケース検討会

2. 「外部専門家活用プログラム」の実際

ア 第1回 平成21年4月21日

A) 実施内容

- ・対象児童に対する諸検査（国リハ式（S-S法）言語発達遅滞検査、失語症構文検査、絵画語い発達検査、質問一応答関係検査）の実施。

B) 概要

- ・前年度の課題を受け、STの協力を得て年度当初に実施した。
- ・ST3名が来校し、対象児童2名に対しそれぞれ2時間で実施した。
- ・各検査について、平成20年度に全教員が校内研修としてSTから講義を受けていたことから、検査法の実際を見学する良い機会となった。

イ 第2回 平成21年5月14日

A) 実施内容

- ・ケース検討会における対象児童の検査結果等についての分析・診断と、指導内容・方法、個別の指導計画等についての検討。

B) 概要

- ・STによる検査と、本校がこれまでに実施したWISC-III、教研式標準学力検査（CRT）のデータ等に基づいて、対象児童個々の言語発達について分析を行うと共に、これからの指導の在り方を検討した。
 - ・児童個々の分析（表3）と共通する指導方針として以下の指摘があった。
- ①個別の指導計画は教育的立場で書いているので、追加等は特に必要ないと思われる。

②対象児童は6歳程度のボキャブラリーと 表3 児童個々の実態の分析

予想されるが、実体験が伴うものは結果が良い。言語面でのレベルが上がると全体のレベルも上がることから、部分から全体の推測が大切である。

児童	分析内容
A	・動詞が少ない傾向。 ・数概念の重点的な指導が必要。 ・会話の質は幼い。
B	・言語を習得している場面、場所が問題。 ・基本型の習得が必要。 ・疑問詞の確認が必要。

③授業の中で「語いの不足」「文法的なこと（助詞）」「文章の読み取りとそれに対しての応答」について配慮することが大切である。学校として指導方法・形態を考慮しながら改善してほしい。

④国語の授業や算数の文章題についての配慮点など、授業の中でどのように指導しているのかを観察し、改善点を意見交換したい。

⑤授業参観の時間としては、対象児童1名につき45分単位を設定する。文法的な面など、同年代の聴覚障害児と比較することで、明らかになることがあるのではないと思われる。

⑥個別の指導計画に記されている「語い拡充を図る」という目標は、STと学級担任の共通テーマであると認識している。

ウ 第3回 平成21年6月3日

A) 実施内容

- ・STから要望のあった授業参観（国語）の実施。
- ・ケース検討会における対象児童の検査結果等についての分析・診断と、指導内容・方法、個別の指導計画等についての検討。

B) 概要

- ・STからは、実態把握や分析に基づいた助言が得られた（表4）。

表4 児童個々の指導内容とSTの助言事項

項目	児童A	児童B
教科	国語（光村図書小学2年上）	国語（光村図書小学3年）
単元	「スイミー」	「モチモチの木」
目標	・語句に着目させたり、動作化させたりすることで、場面の様子や登場人物の心情を実感する。	・読み方を工夫し、登場人物の心情の変化をとらえさせる。
内容	・まぐろやスイミーたちの様子を文章から読み取り、動作化する。	・文節ごとにゆっくり音読し、登場人物の様子や心情を読み取る。 ・「～みたいに」を使って文を考える。
助言	・疑問詞には対応でき、正しく応答できていたように思われる。 ・「まっ黒」「まっ白」などの言葉の指導が上手くできていた。 ・助動詞「れる」「られる」の表現の理解ができていないように思われた。	・文節ごとに音読していて効果はあると思うが、範囲を広げて意味やまとまりのある区切りでもいいのか。 ・音読をしてどの程度解釈できているのか確認が必要と思われ、その指導方法を検討する必要がある。

エ 第4回 平成21年7月3日

A) 実施内容

- ・「自立活動」の時間（1時間）において、STによる言語指導を実施。（本校職員は交代で参観）

B) 概要

- ・STからは、対象児童の実態のほか、指導方法の改善につながる具体的な助言が得られた（表5）。

表5 言語指導の内容と助言事項

項目	児童A	児童B
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・場所（家の中）に関する言葉の指導 ・カテゴリー化の指導 ・慣用句や常用的な表現の指導 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・文節ごとにゆっくり音読し、登場人物の様子や心情を読み取る。 ・「～みたいに」を使って文を考える。
助言	<ul style="list-style-type: none"> ・同義語は一度に指導するのではなく、習熟度に応じて使い分けできるようになった後に言い換えられるように配慮している。 ・指導の際は、どんなに短い時間でも必ず記憶の確認作業を行うことに留意している。 ・学習した内容については、その日の学習時間の中で覚えさせてしまうことが大切である。（覚えきれないのは1回の学習量が多過ぎるということ。） ・普段聞きなれない言葉を聞き返さないのは、統語レベルが低いということである。聴覚ルートだけでなく、絵や文字などの視覚的刺激を常に提示することが大切である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・耳で聞いた後、復唱させるだけではなく、必ず文字提示し、チップにして構成させることが大切である。 ・文を耳で聞いて、一致するカードを選択する方法では、文字カードが作られていく過程を確認すれば、言葉の獲得段階を確認できる。一部だけ変わるケースでも、変わる部分によってどのように答えが変わるかを確認させるのがポイントである。 ・本児は「ペンで名前を書く。」と「ペンに名前を書く。」の違いが分かる統語の段階までになっていない。まだ助詞など経験に基づいた段階、可逆文の段階である。失語症構文検査をクリアする段階に持っていくには、最低限必要なことは、5W1Hの徹底した指導である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・言葉の指導は、意図して記憶させないと覚えられない言葉が多い。 ・大事なことは、その場で子どもが理解できないままにしないこと。視覚的ヒントなどを与えて正解を分からせることが大切である。 	

オ 第5回 平成21年9月2日、第6回 平成21年11月13日

A) 実施内容

- ・対象児童Bについて、ビデオ録画による「自立活動」の時間（1時間）の授業研究を実施。

B) 概要

- ・STが来校できない場合を想定し、事前に撮影したビデオを視聴した後、授業研究に関してケース会議を実施した（表6）。

表6 対象児童の指導内容とSTの助言事項

項目	児童A	児童B
領域	自立活動	自立活動
題材	「言葉あそび」	「交流水遊び」「図書館に行こう」

目標	<ul style="list-style-type: none"> イラストを見て、名称を答える。 絵カードにあった助詞を選び、文を作る。 	<ul style="list-style-type: none"> 正しい助詞を用いて体験したことを文で表現する。 活動に関連する言葉を使って話したり、書いたりする。
内容	<ul style="list-style-type: none"> サのつく言葉を、絵を見ながら答える。 名称を答え、カテゴリー化する。 絵カードにあった助詞を選び、文を作る。 	<ul style="list-style-type: none"> 助詞記号カードを使って助詞を学習する。 「に」「を」「で」を使って文を作り、発表する。
助言	<ul style="list-style-type: none"> 発音指導では、サ行音の発音発語が難しい音であれば、他の音の習熟度を上げることを考えるべきである。 声の質や力強さを改善する練習が必要である。 助詞の学習というよりは、慣習的表現形式を増やす感覚で指導したほうがよい。 先にいろいろな表現方法を増やして答えられるようになってから、助詞がどんな意味をもつのか指導するほうが適切である。 指導方針の基本は「表現のバリエーションを増やすこと」であり、助詞の意味はその後で指導することになる。 	

キ 第7回（最終回）平成21年11月27日

A) 実施内容

- ・通常の指導形態（集団活動における個に応じた指導）の授業参観。
- ・ケース検討会における対象児の検査結果等についての分析・診断と、指導内容・方法、個別の指導計画等についての検討。

B) 概要（表7）

表7 指導内容とSTの助言事項

領域	自立活動（合同）
題材	「学習発表会」（児童A）、「青蘆との交流」（児童B）
目標	<p>（発信）</p> <ul style="list-style-type: none"> 姿勢や口形、声の大きさや早さなどに気をつけて話す。 視覚教材等を活用し、相手に分かってもらえるような手段方法で伝える。 <p>（受信）</p> <ul style="list-style-type: none"> 発信者を必ず見て、大事なことを落とさないように聞く。（読話態度） 相手に分かってもらえるような方法で質問したり、感想を述べたりする。
内容	<ul style="list-style-type: none"> 写真や拡大した原稿を使って、作文を発表する。 手話や文字カード、写真等、分かってもらえるような方法で答える。 質問の仕方に慣れ、伝えたいことが分かるように工夫する。
助言	<p>（授業）</p> <ul style="list-style-type: none"> SST（ソーシャルスキルトレーニング）のようであり、このような授業はSTには想像できない展開である。 子どもたちからは、集団で行うことの楽しさが感じられ、このような指導形態が有効であることを感じた。 <p>（対象児童）</p> <ul style="list-style-type: none"> 授業中の発言などから、これまでの授業実践の成果が見られる。特に助詞を意識してきており、文章の視覚化トレーニングが聞こえに良い影響を及ぼしていると思われる。 間違いを恐れずに積極的に参加している。訂正を素直に受け入れるなど、今後の向上が期待できる。 <p>（今後の指導）</p> <ul style="list-style-type: none"> 指導計画の方向性は間違っておらず、ステップアップしていくことが大切である。

3. 成果と課題

ア 成果

本校では、外部専門家としてSTと連携した指導方法等の改善の取組を実施して2年目となる。今年度はSTによる検査等での実態把握をはじめとし、言語力向上のための授業改善を試みた結果、次のような成果が認められた。

A) 実態把握

今年度は、臨床で実施している言語発達検査を実施してもらい、その結果の分析により、対象児童の言語発達の状況や課題などについて知ることができた。このことにより、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成及び授業実践において取り組むべき内容を明確に設定することができた。

語いや特に文理解などの言語能力の向上を目指して、聴覚障害児にとって特に苦手な課題とされる助詞の指導等において、検査結果をもとにそのつまずきの原因を探るとともに授業改善を図ることができた。

B) 授業場面

1対1のSTの指導の実際場面を見学することができ、その指導内容や指導方法について学び、具体的な課題を持ち、授業改善に生かすことができた。

語いの拡充などの言語力を高めるための手立てや使用教材等についても指導・助言を得ることで、授業改善に生かすことができた。また、言語力の個人差が大きい集団学習場面における指導についても、STからの率直な意見を述べてもらうことによって、再考する良い機会となった。

C) ケース検討会

対象児童の言語発達の段階や課題などについて共通理解を図ることができ、関係職員による教科等の指導に役立たせることができた。

対象児童のみならず、そのほかの児童についても話し合うことができ、自立活動や国語などの教科等においても一人一人の課題や指導の手立てについて指導・助言を得ることができた。

D) 運用面から

来校日に2名の対象児童についての授業参観とケース検討会の実施することは、医療現場に勤務している外部専門家にとって、その勤務と本校の授業時間の擦り合わせに無理が生じていたが、1日1名の対象児童とすることで、時間的には運用が可能になった。

また、授業場面をビデオ録画し、視聴してもらうことで意見交換も可能であることから、外部専門家の勤務予定と学校の時間割を無理に調整しなくとも導入には柔軟に対応できると思慮される。

E) その他

STが1対1で言語発達検査や言語指導等を実施することと、学校教員が集

団の中で児童個々の課題に応じた言語指導をすること等、それぞれの立場での指導方法や専門性に相互理解を深め合うことができ、双方が今後についても連携した指導を継続する必要性を確認できた。

イ 課題

本年度の事業の展開を通し、次のような課題が明らかになった。

A) 指導内容

言語発達遅滞検査等を実施し客観的に児童生徒の実態を把握することで、自立活動等の指導内容の見直しを図ることが必要である。

STの業務として聴力検査や補聴器の特性検査なども挙げられるが、聴能に関しての指導は専門性が高く、STだけでなく大学病院や耳鼻科医のいる病院、補聴器取扱店との連携も必要となる。それに伴い、関係者をコーディネートできるように、教員自身も専門性を高める努力が必要である。

B) 保護者との連携

昨年度からの課題でもあったが、十分な時間を確保できないまま、今年度も双方の日程調整ができずに実施できなかった。外部専門家を本格的に導入するに際しては、保護者との共通理解を深める意味でもSTの指導場面参観や、STとの面談を設定するなどが必要である。

C) 運用面

小学部関係教員の共通理解を図るため、ケース検討会をできるだけ多くの参加者で実施してきたが、STと担当教員のマンツーマンでの授業参観やケース検討会など運用面での工夫が必要であった。

3) 県立青森聾学校における実践

1. 校内体制の整備

ア 校内検討委員会

本事業を実施するにあたって、校長、教頭、教務主任、研修部員(幼稚部、小学部、中学部の主任を含む。)からなる検討委員会を設置した。

校内検討委員会は、研究内容の計画立案と事業の実施、研究経過の集約を行い、成果と課題を分析することにあたる。

イ 保護者への説明

年度初めのPTA総会で、校長が保護者に事業についての説明をし、理解と協

力を要請した。あわせて、事業の一部に保護者も参加できる講習会があることを紹介し、積極的な参加を求めた。

ウ 研究計画の策定

本校の課題を踏まえ、以下の計画で取り組むこととした（表8）。

- ・校内研修(授業研究会、手話講習会*、講話会)
- ・地域公開講演会**
- ・人工内耳リハビリテーション協力・情報交換会
*は保護者の参加も可とする。
**は、公開とする。

表 8 事業の内容

項目	期間	回数
授業研究会	9/28~12/1	3
手話講習会	7/10~12/11	8
講話会	8/19	3
	11/25	
	12/9	
公開講演会	9/15 11/13	2
リハ協力	5月~10月	3

2. 実施状況

ア 校内研修

A) 授業研究会

a) 目的

長年聴覚障害教育に携わり、県内の聴覚障害教育をけん引してきた退職校長からの助言・指導を、授業改善に役立てる。

表 9 実施日程と内容

回数	月日	対象学部
1	9/28(月)	小・中学部
2	11/18(水)	高等部
3	12/1(火)	幼稚部

b) 講師及び実施日程と内容（表9）

講師：工藤 茂 氏（元県教育庁県立学校課特別支援教育室長、元県立青森聾学校長）

c) 指導及び助言事項

- ・聴覚障害のある子どもへの教育の基本は「よい表情」である。
- ・復唱は、聴覚障害を対象とする特別支援学校における指導の基本である。
- ・相互読話と相互思考が大切である。「問いかけ→答え」のワンパターンは最も悪い授業である。相互読話と相互思考は対話を通じて高まっていくのである。
- ・板書があるからカードが生きる。構造的な板書を心がけてもらいたい。
- ・幼稚部・小学部の段階ではボトムアップで学力を身につけることが大切である。
- ・高等部ではトップダウンの発想が必要である。
- ・自立活動や国語では、生徒が小5・小6の教科書を学習しているから

とってそこで終わらずに、どんどん進めていくべきである。小2・小3の教材にも、論文などを書く際に役立つ社会的内容・理科的内容がたくさんある。ありとあらゆる題材を探して積み上げていくことが重要である。

- ・経験の拡大をねらいとする活動では、言葉がなければ発想やイメージがわからない。このことは、教員全員で理解する必要がある。

d) 成果

聴覚障害のある幼児児童生徒への教育における基本的考え方について、教員全員で確認することができた。

また、聴覚障害を対象とする特別支援学校における授業の組立てについて論理的に分かりやすく助言していただいたことにより、日々の授業を振り返る貴重な機会を得ることができた。

e) 課題

研究授業を担当し直接助言指導を受けた教員は、助言を生かしたり、方法等を模索したりして教育実践に生かす必要がある。

当該学部の助言・指導については、当該学部で検討し、以後の指導に生かしていく必要がある。

他学部の授業に対する助言・指導についても、各学部で共通理解を深め、聴覚障害を対象とする特別支援学校の課題である幼稚部から高等部までを見通した系統的・継続的な指導を実践し、継ぎ目のない教育の実現を目指すことが重要である。

B) 手話講習会

a) 目的

手話講習会をとおして職員の手話等のコミュニケーションの能力を向上させ、授業改善を図る。また、手話講習会をとおして保護者の手話への理解を深めてもらう。

b) 講師及び実施日程と内容（表10）

講師：青森県ろうあ協会事務局長 浅利 義弘 氏

青森県ろうあ協会 木村 由紀子 氏

表10 研修会の内容等

回数	月日	実技（約40分）	講義（約20分）
1	7/10	手話表現の基礎基本	私の体験
2	7/17	家庭生活で使われる基本的な表現	子育てで困ること

3	8/28	学校生活で使われる手話	ろうあ者の生活
4	9/25	教科学習の理解を深めるための表現	厚生労働省所管の手話講習会
5	10/23	間違いやすい手話表現	地域の人々とのコミュニケーション
6	11/6	使役や受身の表現	聾学校との関わり
7	12/11	体調のたずね方と答え方(頭痛や腹痛など)	養成及び情報提供施設と障害者自立支援法
8	12/11	昔話を手話で表現	社会参加の運動

すべて金曜日

c) 成果

手話講習会では、学部ごとに異なっていた手話表現を改めて学習し、学校全体で統一して使用することの重要性を確認できた。このことにより、学習効率の向上が期待される。また、事後の職員アンケートからは、職員の手話への関心の高まりも見られた。

d) 課題

教員の手話能力を向上させるためには、今年度実施した8回の講習会だけでは限界があり、職員の手話能力に応じてグループ別の研修を設定したり、定期的かつ頻繁に講習したりすることが望ましいと思われる。

また、手話だけでなく、手話以外のコミュニケーション手段を用いる生徒への支援を別途考える必要がある。

聴覚障害教育においてコミュニケーション問題を考える際は、子ども・保護者・教員・指導員の手話力の向上とあわせて、手話と日本語の違いを知り、手話も含めた指導でいかに言語力・日本語の力をつけるかを総合的に考え、すべての生徒に対応するコミュニケーション手段等について広く研修する必要がある。

C) 講話会

a) 目的

障害者を雇用している企業経営者及び要約筆記者や障害者職業カウンセラーなど、さまざまな立場の専門家から豊かな経験やそれぞれの考え方を聞くことにより卒業後の社会自立に向けた知見を得るとともに、授業改善に役立てる。

b) 企業経営者講話会

講師 新田自動車工業代表取締役 新田 敬二 氏

演題 社会自立に向けて育ててほしいこと ～企業経営者として望むこと～

c) 要約筆記者講話会

講師 青森県要約筆記者の会会長 山田 順子 氏

演題 要約筆記の基礎・基本について

d) 障害者職業カウンセラー講話会

講師 青森障害者職業センター主任カウンセラー 市川 美也子 氏

演題 自立・就労を目指して ～職業人に求められるスキル～

e) 成果

事後の職員アンケートから、「学校」を客観的に見ることのできる立場の人からの講話は役立ったとの意見が多かった。

社会自立に向けて進路指導を考える際は、幼稚部からの継続的な進路指導が必須であるが、今回の講話会を機に、卒業後、職場のニーズに応えることができるような子どもに育てたいという気持ちが高まったという意見もあった。

今回の講話会をとおして、外部専門家として協力していただける方が地域に多く存在するということを知り得た。これは学校現場には大いなる勇気づけとなった。

f) 課題

講話会の実施に当たっては、いかに子どもに夢や希望を持たせ、計画的（短期～長期）に自立に向けた支援をするか、また社会自立における家庭の日常的な役割（家事の手伝いなど）をどのように保護者に理解してもらうかなど、設定理由に合った講師を選定し、事前に学校の意図を伝えた上で講話内容の打ち合わせを行う必要がある。

D) 地域公開講演会

a) 目的

大学教授等専門家の講演をとおして聴覚障害教育に対する専門的知見を得るとともに、授業改善に役立てる。

b) 実施内容

a. 井坂行男先生講演会

演題 聴覚障害児のことばを育むために考えたいこと

講師 大阪教育大学教育学部教員養成課程特別支援教育講座聴覚障害分野准教授 井坂 行男 氏

b. 佐藤正幸先生講演会

演題 聴覚障がいのある幼児・児童・生徒への理解と支援について

講師 筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター障害者基礎教育研究部教授 佐藤 正幸 氏

c) 成果

聴覚障害児の言葉の概念形成や学びの支援の基本的な考え方、聴覚障害児への支援の具体例について職員全員で確認することができた。

このことにより、これまで実践してきたことの論理的裏づけを得ることができた。

d) 課題

各教職員が、講演から得られた内容を、担当する幼児児童生徒への指導にどのように生かしていくかが大変重要である。

障害がない者の「障害認識」と障害のある者の「障害認識」をはっきり認識し、それを踏まえてどのように支援していくかについて、検討を進めることが必要である。

E) 人工内耳リハビリテーション協力・情報交換会

a) 目的

STが行う小児人工内耳埋め込み術後の人工内耳リハビリテーションに教員が参加協力し、教育サイドからの情報提供を行うとともに、術後リハビリテーションの具体的内容や人工内耳に関する知識を深め、医療との連携を図る。

b) 成果

不定期な実施（表11）であったが医師やSTから人工内耳や聴覚障害について専門的知見を得ることができ、教育と医療の担当者同士が率直に意見交換をしたことで、本人や家族に対する効果的な支援の在り方を探ることができた。

表 11 実施日程と内容

回数	月日	内容
1	5/13	人工内耳マッピング
2	6/10	人工内耳マッピング
3	10/7	鼓膜形成術後のフォロー

3. 今後の課題

外部専門家による講演及び講話や講習という貴重な機会をとおり、学校以外の専門家から協力を仰ぐことができ、これまで本校がもち得なかった新たな視点をご教示いただいたことは大きな財産である。

この視点は、幼稚部から高等部までを教育の対象としている本校において、

指導内容の選定や授業計画の立案だけでなく、日々の授業改善において欠くことのできないものである。これらを再認識できたことにより、学校における外部専門家の有効な活用のあり方を探るという点については一定の成果を得ることができた。

実施期間が9ヵ月間であったために、授業改善の取組と検証が不十分であり、個別の教育支援計画や個別の指導計画への効果的な活用の検討が十分なされたとはいえないのが現状である。

授業改善の取組を校内に根付かせるには一定期間の実践と検証が必要となる。今年度の成果と課題を受け、次年度以降の学校全体としての取組につなげることが重要である。

4) 県立八戸聾学校における実践

1. 研究計画

本事業では、研究授業、絵本の読み聞かせ研修会、言語指導研修会、学校視察、授業改善のための評価表作成、これら5つのことに取り組んだ(表12)。

表12 研究のスケジュール

月	実施予定の内容
4	・研究計画立案 ・外部専門家の選定
5	・事業計画書作成 ・研究計画提示 ・外部専門家への依頼
6	・研究授業実施①
7	・絵本読み聞かせ研修会実施
8	・言語指導講演会実施 ・授業評価表の作成と検討
9	・研究授業②
10	・研究授業③ ・授業評価表の試行と検討
11	・研究授業④ ・自立指導内容評価表の検討
12	・報告書作成
1	・報告書検討
2	・報告書完成 ・校内実践記録集作成

2. 研究経過

ア 研究授業

A) ねらい

外部専門家から定期的な助言を得ることによって、日ごろ不安や疑問に思っていることについて、解決の糸口を見だし、指導力の向上を目指す。

B) 外部専門家

工藤 正弘 氏 (元岩手県立盛岡聾学校校長)

C) 実施方法

- ①指導上の課題やアドバイスを受けた内容を明らかにする。
- ②学習指導案を作成し、研究授業を行う。
- ③外部専門家から指導を受ける。

D) 実施日及び対象学年と内容（表13）

表13 研究授業のスケジュール

期日	校時	学年	教科・領域 単元・題材名
6/18(木)	3	小3	国語「ありの行列」
	4	小3	自立活動「反対言葉を使って文を作ろう」
	4	小1	自立活動「文を作ろう」
9/3(木)	4	小3	国語「キリン」
	4	小2	自立活動「よく聞こう、名前を覚えよう」
	5	小1	国語「新聞を作ろう」
10/22(木)	4	小3	自立活動「物語を作ろう」
	4	小6	自立活動「ぶんをつくろう」
	5	小2	自立活動「話そう、伝えよう」
11/19(木)	4	小1・2	自立活動「聞き取ろう、気を付けて話そう」
	5	小3	自立活動「女優を目指して」

E) 助言内容のまとめ

- ・人工内耳を装用していても確実にきこえがよくなるわけではない。きこえの実態を十分とらえて指導にあたってほしい。
- ・語いを拡充するためには、乳幼児期からの計画的、系統的な指導が大切である。また、文字で教えることが大切であり、教科書の使用が不可欠である。自立活動の時間の他に教科や領域の授業で語彙の拡充をしなければならない。
- ・「わかりましたか」という確認の仕方はしてはいけない。「わかりました」「わかりません」という返答があるだけで、本当に理解しているのか確認ができない。わからないままではすまされない発問の仕方を工夫してほしい。
- ・聴覚障害教育の専門性を一通り身につけるためには、最低7年かかる。学校が組織的に関係機関を利用しながら高めていけばよい。専門性の向上のために、難しい本でも、どんどん読み込んでいくことが必要である。

F) 研究授業の成果と課題

本校が実施した研究授業では、研究授業を4名の教員が3回ずつ行い、他

の教員は授業を参観した。助言者の助言は、指導方法に関することから聾教育全般にわたる内容まで幅広く、日常の指導を振り返るときに役立つ内容であった。ほとんどの教員が授業改善や指導力向上に関して参考になったという感想を述べていた。

授業者は、授業の準備をし、授業後に意見や助言されることによって、現状の指導方法を改善しようと模索する姿勢がみられた。参観者は、授業者の指導方法と自分自身の指導方法を比較し、意見を述べることによって、よりよい指導方法を模索しようとする姿勢がみられた。いずれの場合も、よりよい指導を目指そうとする意識の変容がみられた。今後も指導方法を模索していくことによって、授業改善や指導力の向上につながると思われる。

イ 絵本の読み聞かせ研修会

A) ねらい

絵本の読み聞かせの師範や読み聞かせに対するアドバイスを受けることによって絵本の読み聞かせに関する知識や指導技術を高める。

B) 外部専門家

早瀬 憲太郎 氏（国語専門学習塾「早瀬道場」塾長）

C) 実施方法

- ①絵本の読み聞かせの意義について確認する。
- ②絵本の読み聞かせの課題や検討すべき内容を明確にする。
- ③外部専門家に絵本の読み聞かせや講話をしてもらう。

D) 研修会の内容

研修会は、本校児童生徒及び希望する保護者と教職員が参加し、外部専門家が本校児童生徒への絵本の読み聞かせと、保護者及び教員対象の講演会を設定した（表14）。

表14 研修会の内容研究授業のスケジュール

期日	種類	作品名等
7/16（木）	絵本の読み聞かせ	「シンデレラ」
	絵本の読み聞かせ	「かいじゅうさがせ！」 早瀬憲太郎作
	映像視聴	「かいじゅうさがせ！」 早瀬憲太郎作
9/24（木）	絵本の読み聞かせ	「つながってる」
	鑑賞	「デフリンピック in台湾」 大塚ろう学校製作映画

E) 研修会（講演）の内容

- ・ 聾の子は、他者のコミュニケーションを見るのが少ない。健聴の子は、いろいろな情報が入り経験できる。聾の子は情報が入らないから、自分の世界の中だけで生活している。自分の世界の中や経験だけで生活していくのは問題がある。他者のコミュニケーションについて考えることが大切である。
- ・ 絵本の読み聞かせの目的は、母と子のコミュニケーションがとれることである。手話の上手、下手は関係ない。絵本を楽しむこと、それが国語の力につながる。
- ・ 聞こえる子どもは生まれてから小学校に入るまで、平均300～400くらいの動詞を覚えている。しかし、聞こえない子どもは、覚えている動詞は100前後である。そのため、国語の勉強が始まったときに、照らし合わせ材料がなく、勉強を始めることができない。国語の勉強をするには、動詞を300教えることが必要である。
- ・ 手話で概念を育てる方法について、12の方向と3つの位置で表現する方法にたどりついた。位置と方向をはっきりさせることで、子どもたちにも良い効果がある。最初に12の方向を覚えてほしい。覚えるのには半年から1年程かかると思うが、国語や助詞の勉強にも役立つので少しずつ使ってほしい。

F) 研修会（講演）の成果と課題

絵本を見せ、声を出さずに表情や身振り、手話によって読み聞かせる早瀬先生のやり方に対して、ほとんどの教員が興味を示していた。聾学校において、幼児児童生徒に対して言語への理解を促す場合、文字で記された言葉を動作化したり、動きを表した後に言葉を添えたりするといった活動は、幼児期から行われている指導方法である。動作化することによって、指導者へ注目を高め、場の雰囲気が楽しくできること、また、わかりやすくなるという点では、読み聞かせを行う際に大いに参考になった。

早瀬先生の講義は、主たるコミュニケーション手段以外の手段を知ることによって社会性を養うことができるという内容であった。他者のコミュニケーションを知るということは、日本語の理解であり、聾教育が長い間抱えている課題である。社会の中で書記日本語は、社会に通じる言語である。理解の第一歩として、絵本の読み聞かせがある。読み聞かせは、日本語に親しませ、理解を促すことが期待される。早瀬先生の指導を参考にし、絵本の読み聞かせを組織的に実施することによって、より効果的な活動を行おうとする意識が向上し、指導力が高まることが期待される。

ウ 授業改善のための評価表作成

A) ねらい

指導内容や指導方法の基盤となる資料や評価表を整備することによって、指導技術や授業方法の改善に役立てる。

B) 作成に当たって

工藤先生による助言、井坂先生や早瀬先生の講義内容、本校作成の「聴覚障害教育のための配慮事項資料集」などを参考とし、授業をする上での基本的確認事項を掲載した授業評価表（図15）を作成した。

図 15 授業評価表

【授業評価表（基本的確認事項）】 改訂版（2009.12.2作成）			
月	日	曜日	校時
教科名		指導者名	
単元名（題材名）			
分類	評価内容		評価
授業の基本	① 子ども一人一人の障害の状態や実態を把握することができていたか。		
	② 授業のねらいに沿って進めることができていたか。		
	③ 導入、展開、まとめの流れで授業を進めることができていたか。		
授業環境 授業を行う姿勢	④ 騒音の少ない静かな環境が整備されていたか。		
	⑤ 授業開始前にフラットループアンプやワイヤレスマイクのスイッチを入れ、子どもの聞こえの状態を確認していたか。		
	⑥ 座席を馬蹄形（半円形）にし、相互談話に努めていたか。		
	⑦ 逆光を避け、子どもに口形が見やすい位置で話をすることができていたか。		
話の仕方	⑧ 板書しながら説明するようなことはせず、視線を合わせて話をすることができていたか。		
	⑨ 口を大きく開けて、適度な声量でゆっくり話すことができていたか。		
	⑩ 文節で区切ったり、短文で話したりして正確に伝えることができていたか。		
	⑪ 順序（いつ、どこ、だれ、なに、どうした）立てて伝えることができていたか。		
授業の工夫	⑫ 音声だけで上手く伝わらないときに、身振りや手話、指文字を使って伝えることができていたか。		
	⑬ マスや行を空ける、色チョークを効果的に使うなど、わかりやすい板書を心がけることができていたか。		
	⑭ 実物や絵、写真、映像などを提示し、理解の手助けをすることができていたか。		
	⑮ 子どもの実態に応じて適切にことばを言い回したり、覚えさせたいことばをカードや短冊で提示したりすることで、ことばの理解を促すことができていたか。		
⑯ 「わかりましたか」と言うだけの確認で終わらずに、話したことが伝わっているかどうか具体的に質問し、確認することができていたか。			
4：十分できている 3：おおむねできている 2：あまりできていない 1：できていない			
記述評価 (自由記述)			

C) 活用の実際

a) 自己評価

授業後に、自分の授業を振り返るときに使用する。授業を振り返り各項目について自分自身で評価する。

b) 他者評価

授業参観者が、授業参観後に授業者を評価する。各項目について授業参観者が評定を記述する。記述後、授業評価表を授業者へ提出する。

c) 総合評価

自己評価と他者評価を見比べ、評価の相違を感じ、授業改善のためにどうすればよいのか考察し、今後の授業に活かす。

エ 自立活動指導内容表(言語理解)の作成

A) ねらい

自立活動における指導方法や指導内容が明確になることによって、授業改善につながると思われる。そこで、本校でもこれまで活用してきた指導内容表を見直し、指導計画の立案や指導実践の際に参考資料として活用できる自立活動指導内容表(言語理解)を作成した(表16)。

B) 授業改善のための評価表作成の成果と課題

授業評価表は、授業を行うにあたっての基本的確認事項を掲載している。すべての項目について注意が注がれるようになれば基本的なことへの対応ができる。授業評価表の活用は、授業に対する意識の向上に役立ったと感じられる。授業評価表は、何度か改良を重ねながら使用することで、基本的なことが確認され、指導力の向上に役立てられると思われる。

表 16 自立活動指導内容表(部分抜粋)

	指導目標	具体的指導内容(確認事項)
文字レベル	1 写真・マークへの興味を持たせる。	コミュニケーションの補助手段として日課・生活習慣の活動カードなどを見せる。
	2 絵・写真を用いたコミュニケーションをはかる。	絵本の絵や過去の体験の写真によってコミュニケーションをさせる。
	3 カードによる文字・指文字に気づかせる。	カードに単語レベルで文字を併記し指文字で読んでもらう。
	4 絵本による文字・指文字に気づかせる。	絵と単語、絵と二語文程度の絵本を見せ、単語レベルで指文字で表させる。
	5 友だちや先生の名前を指文字で表させる。	先生や友だちの名前を指文字で表して見せる。
	6 文字の働きに気づかせる。	写真・絵と文字による名前カード・予定表などを掲示環境を整備する。
	7 文字に見慣れさせる。	文字単語カードと絵や手話のマッチングをさせる。
	8 語頭に関心を向けさせる。	文字積み木などを使って、名称の頭文字に関心を向かせる。
	9 直音と促音に気付かせたり、読めるようにさせる。	幼児手話辞典を用いて、子どもと一緒に単語との対応をさせる。

自立活動は、聴覚障害を対象とする特別支援学校での指導において中核をなす学習活動である。しかし、自立活動をどのように指導すればよいのか不安を抱いている教員が少なくない。言語理解の内容が整備されたことによって、的確に指導することができると思われる。

3. 研究の成果と課題

単年度での実施であったが、地域的な事情から医療機関との連携がなかなか取りにくい本校において、様々な分野の外部専門家を活用することによって、本校教員自らがよりよい授業をしようとする意識を持つことができ、指導力を

向上することが必要であることも共通理解することができた。授業評価表や自立活動指導内容表が形作られたことは一定の評価であり、今後も継続した取組が必要であると思われる。

現在、本校教員は、日々の授業に対してよりわかりやすく、より伝わりやすくしようとする姿が見られている。こうした意欲や姿勢の変化は、外部専門家から指導されたことの影響が大きい。

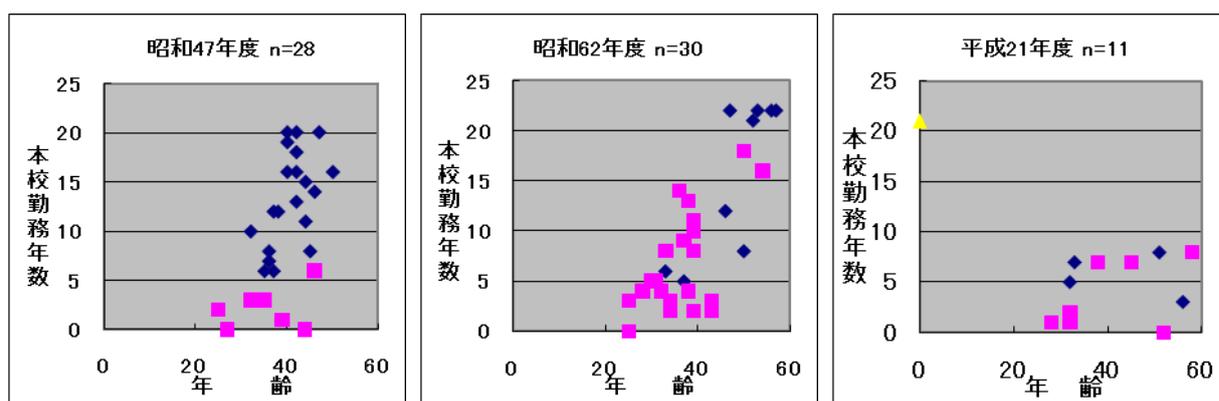
聴覚障害教育の専門性を高めるためには、聴覚障害を対象とする特別支援学校や特別支援学級(難聴学級)などで経験を積み重ねることが必要である。一般的に物事の習熟を高めるためには10年程度の経験が必要とされるが、現在の本校教員は、10年以上の経験者は少なく、経験5年未満の教員がほとんどである。このような状態の中では、経験豊かな教員を講師として校内研修を充実させることは困難である。専門性向上の方策として外部専門家の活用は効果的であると言える。

今後は本校に長年勤務した元職員の活用も考慮し、専門性向上の研修が継続されるよう検討していきたい。

3 おわりに～聴覚障害者を対象とする特別支援学校の動向と専門性～

聴覚障害教育の専門性を論ずる中で、聴覚障害を主な専門領域とする特別支援学校教諭免許(以下「聾免許」という。)の有無や勤務年数の長短等が話題にあがることから、弘前聾学校の例を取り上げる。図17は昭和47、62年度、平成21年度における弘前聾学校教員の聾免許保有状況と同校勤務年数、それに年齢を散布図で表したものである。

図17 本校教員の聾免許保有状況及び勤務年数と年齢の散布(◆所持 ■未所持)



昭和47年度は、10年以上の勤務者は全体の55%を占め、児童生徒の指導をはじめ後進への指導法の伝達などがスムーズに行われていたことが推察できる。

その後、教員の異動について障害種別や地域間の交流を推進する方針となったこともあり、昭和62年には10年以上の勤務者は全体の40%に減少し、さらに平成18年度には皆無となった。

また、聾免許所持者については、47年度は21人であったのが、62年度は9人、21年度は4人と減少傾向である。

以前は、聾免許を所有していない教員であっても聾学校での勤務を通して、多くの先輩教員からの指導を受けるなどして、発音・発語や聴覚活用、口話法など数々の伝統的な指導法が継承されてきていた。

しかし、幼児児童生徒数の減少に伴う教職員定数の削減及び同一校勤務10年以内が原則となっていることにより、長年中核として活躍してきた教員が短期間のうちに急速に減少したことが、聴覚障害を対象とする特別支援学校における教員の専門性維持を困難にしてきた要因の一つであることは想像に難くない。

全国特別支援学校校長会の平成20年度基本問題検討委員会活動報告資料である「特別支援学校が担うべき専門性に関する調査報告」によると、聴覚障害教育には他の障害種より必要とされる専門性の項目数が多いことから、専門性が非常に高い教育だということがうかがわれる。と同時に、聴覚障害教育の高度な専門性を身につけた人材の育成が強く求められていることも明らかである。

聴覚障害教育の専門性の維持・継承は、本来的には聴覚障害を対象とする特別支援学校の教員が担うべきであり、はじめから外部専門家の導入ありきでは、聴覚障害を対象とする特別支援学校の教員の専門性は将来的に確保されないと思われる。

しかしながら、平成21年度現在、児童生徒数の減少に伴う教員定数の減少や、勤務年数の平均が5.4年、聾免許所持者は4名である本校において、県内3校の聴覚障害を対象とする特別支援学校が協力して実践研究に取り組んだことにより、あらためて発音や発語指導の方法、実態把握等における検査法などをST等の外部専門家と共に、聴覚障害教育の基本に立ち返った指導方法や内容を見直すことができた。

これからの聴覚障害を対象とする特別支援学校の教員には、聴覚障害教育のすべての指導分野において以前のような高い専門性を有することを期待するのは難しい状況であると思われるが、その学校のニーズに応じてST等の外部専門家を学校教育活動において活用することは有意義であると考えられる。

STの職務上の専門分野である言語訓練や検査、聴覚機能の維持・向上等についての手技のほか、様々な外部専門家の職種を生かした指導と助言などを活用し、教員と連携したり、分担しながら児童生徒の指導にあたることは、それぞれが有する専門性が発揮された指導が充実し、学校教育にとって、また、聴覚障害児にとって大いに有効なことと考えられる。

以上のことから、外部専門家との適切な連携が特別支援学校に拡大され、障害を有する子どもたちの教育がさらに充実するよう願うものである。

Ⅱ 県南地区【研究指定校 県立七戸養護学校】

1 研究のねらい

本校は、知的障害を対象とした特別支援学校であり、医療機関は隣接されていないが、一部肢体不自由を併せ有する児童生徒が在籍している。肢体不自由の児童生徒が年々増加する傾向にあり、肢体不自由教育の専門性の向上が学校の課題として挙げられる。外部専門家の専門分野についての研修会や授業実践及び評価への参画等をとおして、教員と外部専門家それぞれがお互いの専門性について相互理解を深めながら、自立活動等の授業改善を図るために外部専門家を活用した指導方法や内容等について実践的に研究する。

2 研究内容

- 1) 外部専門家を活用した自立活動等の指導内容や方法を検討し、授業実践を蓄積する。
- 2) 外部専門家による公開研修会を実施し、学習活動に関連した専門的な知見を得る。
- 3) 授業実践の中で、評価方法を工夫しながら授業改善を図る。
- 4) 学校、家庭、医療機関等の連携を円滑に進め、児童生徒の生活の質の向上を図る。
- 5) 外部専門家の活用を踏まえた個別の教育支援計画や個別の指導計画の効果的な活用を検討する。

3 評価の方法

- 1) 外部専門家活用校内検討委員会は、研究内容の計画立案と研究経過の集約を行い、成果と課題を分析する。
- 2) 外部専門家活用推進会議は、外部専門家活用校内検討委員会からの報告を検討し、今後の取組に向けたアドバイスをを行う。

4 平成 20 年度の研究経過

- 1) 外部専門家と連携するための体制作り

1. 運営組織

「外部専門家活用校内検討委員会」を設置した。構成は、校長、教頭、教務主任、研修部主任、学部主任、小中高各学部の対象児童生徒の学級担任代表、養護教諭、計 12 名である。また、「外部専門家活用推進会議」を校長、教頭、外部専門家活用校内検討委員会代表、青森県教育委員会指導主事、外部専門家である青森県立保健大学の PT2 名の計 7 名で、平成 21 年 12 月に開催した。

2. 外部専門家の受入れについて保護者への説明

本事業の理解と協力を得るために来校する PT の紹介を含めた案内文書を配付した。また、保護者の PT への相談内容等についても把握した。

2) 学校における外部専門家活用の在り方の検討

外部専門家を導入するにあたり、外部専門家との連携の基本的な考え方、業務内容、連携の方法や形態について以下のとおり整理した。

1. 連携の基本的な考え方

外部専門家と連携し、学級担任を中心として授業の改善を進めるため、児童生徒一人一人の障害の状態や学習課題に応じる指導の充実に努める。以下の項目に従って、推進する。

ア 外部専門家と連携し、実態把握、指導法、教材教具の改善・充実に努める。

イ 外部専門家と連携して得た情報やアドバイスを記録し、授業改善に役立てる。そのために外部専門家とのケース会等の打合せを実施する。

ウ 外部専門家との連携について保護者の協力を得るとともに、外部専門家からのアドバイスや情報を必要に応じて保護者へ伝達していく。

2. 外部専門家の業務内容

学校の授業において専門分野の知識や技術について、教員に対する指導及び助言にかかる業務に従事する。

3. 連携の方法・形態

ア 直接指導…実態把握シートを基に学級担任からの相談にこたえていきながら児童生徒の実態を把握する。

イ 授業観察…外部専門家の視点から授業を観察する。

ウ 研修会…教員が専門的な知識や技術について学習する。

3) 連携の実際

1. 対象児童生徒の選定と実施期日の設定

対象は、訓練機関を利用している児童生徒とし、小学部 14 名、中学部 3 名、高等部 1 名の計 18 名である。実施期日については、PT と日程調整し、基本的に 1 か月に 2 回の割合で特定の曜日とした。

2. 実態把握シートの活用

PT と教員が連携するためのツールとして、シートを作成した (図 1)。

手順は、学級担任が対象児童生徒の「身体面の実態」「指導上の悩みや疑問点」「保護者からの相談等」を記入したシートを PT へ事前に配付し、実際に PT が来校した際に、児童生徒を観察しながら、学級担任による指導上の悩みや疑問点等の詳細説明に対して、PT が直接こたえていくこととした。

例えば、自立活動の時間での歩行器の配慮事項の確認や車いすでの姿勢管理についてのやりとりがあった。「保護者からの相談等」についてもその場で確認していく。その後、シートへ「PTからのアドバイス」、「今後の取組」を記入するという流れである。

図 1 実態把握シート

実施日・場所	1回目	平成	年	月	日	場所
	2回目	平成	年	月	日	場所
記録者						
対象児童生徒	学部 年 組 氏名					
	障害名					
	体 幹					
	上 肢					
	下 肢					
	姿勢保持					
	移 動					
指導上の悩みや疑問点						
保護者からの相談等						
P Tからのアドバイス						
今後の取組について						

3. PT との連携の実際

平成 20 年度については、PT2 名が平成 20 年 10 月 30 日から平成 21 年 3 月 4 日の期間に 11 回来校した。初めの 1 回は、学校見学であり、最後の 11 回目は研修会である。2 回目から 10 回目は、児童生徒の観察及び学級担任へのアドバイスをいただいた。時間帯は午前 9 時 30 分から 12 時 30 分の 3 時間であり、途中から前後に日程等の打合せ及び事後指導の時間を設けた。

児童生徒の観察及び学級担任へのアドバイスの実施が 9 回あったが、1 回あたり約 4 名の実施であり、児童生徒 1 名につき 2 回の実施となった。2 回の内訳は、1 回目は児童生徒の観察及び学級担任へのアドバイスをし、2 回目にそのアドバイスを生かした状態を PT に確認していただくという流れであった。

主な PT からのアドバイスとしては、以下の項目が挙げられる。

- ・車いす、座位保持装置、クッションチェアー、歩行器等の調整方法
- ・姿勢や活動場面におけるポジショニング
- ・歩行、手指機能の向上のための取組の留意点
- ・身体各部位の緊張緩和の方法
- ・教材教具作成における工夫

4. PT による研修会

校内の状況や対象児童生徒の実態を理解していただいた上で、身体の動きやポジショニングについての専門研修を開催した。

5 平成 20 年度の成果と課題

1) 身体機能面の実態把握とその理解の深化

実態把握シート作成により、あらためて対象児童生徒の身体機能面の実態把握が進んだ。

2) 教員の専門性の向上

PT からの専門的なアドバイスにより、身体機能面に関する教員の専門的な知識等が深まり、保護者への説明も的確になった。

3) 授業を改善させる基盤の構築

授業を成立させる前提として重要な児童生徒の姿勢や身体の動きについて見直すことができた。しかし、授業全体の改善という点については、検討が不十分であった。今後は、PT から得られたアドバイスを基盤に自立活動の指導内容や授業方法・評価等について検討を深めていくことが課題となった。

4) 児童生徒の生活の質の向上

PT からのアドバイスを保護者にも伝えたところ、家庭での座位保持いすを改善したり、保護者がデイサービス施設にポジショニングに関する情報を伝えるなど、児童生徒の生活の質の向上につながる事例も見られた。児童生徒を取り巻く関係機関同士の一層の連携構築が求められた。

6 平成 21 年度の研究経過

1) 運営組織の見直し

外部専門家活用校内検討委員会、外部専門家活用推進会議を平成 20 年度より継続して運営組織として設けているが、より円滑に外部専門家と連携するために外部専門家活用校内検討委員会の中に小中高各学部の対象児童生徒の学級担任代表 3 名と教頭による運営係（運営係の役割は図 2 参照）を設置した。運営係と対象児童生徒の学級担任で構成される外部専門家活用研究グループで協議しながら研究に取り組んだ。

図 2 運営係の役割

- ・ 研究計画の立案
- ・ 連携における課題の改善案提案
- ・ 連携のための各シートの開発と改善
- ・ PT 来校の校内外の調整
- ・ ケース会の対象児童生徒の調整
- ・ ケース会の司会
- ・ 研修会の企画運営
- ・ 授業検討会の企画運営

2) 連携の方法・形態の見直し

平成 21 年度は大きく二つの方法・形態で実施した。外部専門家を活用するといった場合、外部専門家が来校するか、外部専門家が在籍している医療機関等に教員が訪問する等いくつか考えられるが、本校は前述の二通りを実施し、外部専門家来校型と教員訪問型とした（図 3）。

外部専門家来校型は、外部専門家である PT が定期的に来校し、授業観察、行動観察、ケース会、研修会等を展開する方法・形態である。教員訪問型は、教員が、児童生徒が利用している医療療育センターや病院等の訓練機関を訪問し、児童生徒を担当している PT、OT、ST 等に授業の取組についてアドバイスをいただく方法・形態である。

図 3 連携の方法・形態

<p>外部専門家来校型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業観察…対象児童生徒のケース会議で検討する授業を観察する。 ・ 行動観察…検討する授業の終了後に対象児童生徒の様子を観察する。 ・ ケース会…授業前後に設定し、意見交換をして授業を改善していく。 ・ 直接指導…実態把握シートを基に学級担任と PT と質疑応答しながら児童生徒の実態を把握する。(平成 20 年度の取組) ・ 研修会…教員が専門的な知識や技術について学習する。 <p>教員訪問型</p>

3) 対象児童生徒について

対象児童生徒は、医療機関で訓練を受けている児童生徒とし、小学部 14 名、中学部 2 名、高等部 3 名の計 19 名である。ただし、外部専門家来校型は、PT が来校する日数に限りがあるため、ケース会を実施する児童生徒をさらに選定して 4 事例で取り組んだ。教員訪問型は、定期で医療機関を利用している 12 事例である。

4) 外部専門家活用プログラムの実施

1. 外部専門家来校型

ア 外部専門家の人選

平成 20 年度からの継続であるが、定期的に来校する外部専門家は、青森県立保健大学理学療法学科の PT 2 名である。2 名とも特別支援学校に併設された医療機関に勤務し、教育の分野とかがわってきた経験がある。2 名ということで実態把握においては、多くの観点から実態をとらえることができ、授業後のケース会においては、多岐にわたるアドバイスをいただいた。

イ 来校日程

PT が授業観察や行動観察をし、児童生徒の下校後、外部専門家と教員がケース会をするために特定曜日の午後日程で取り組んだ(表 4)。

表 4 来校日程等

来校日のスケジュール		来校日時	
時間	内容	月	日
13:00~13:20	打合せ	6	5, 12, 26
13:20~14:40	観察・指導	7	10
14:40~15:15	資料整理	9	4, 11, 18, 25
15:15~16:45	ケース会	10	16, 23, 30
16:45~17:00	打合せ	11	20, 27
		12	4, 11, 18

ウ 外部専門家来校型における教員と PT の役割

教員と PT の役割については、図 5 で示す。連携にあたっては、各シート(図 6、7、8)を活用した。ただし、シート(1)は年度途中から授業の目的、設定理由、授業の展開をより詳しく説明するために指導略案に変更した。

図 5 外部専門家来校型における教員と PT の役割

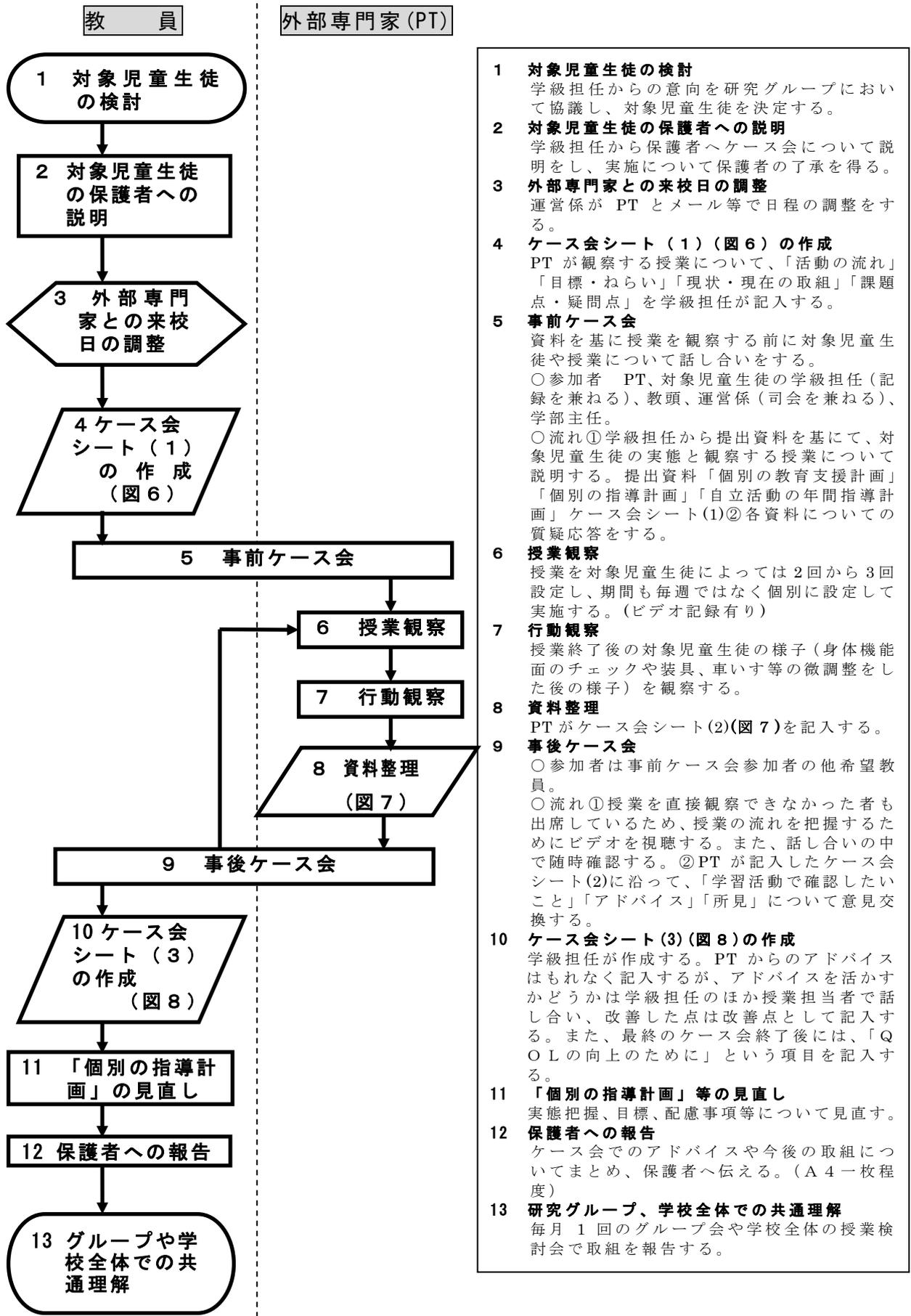


図 6 ケース会シート (1)

対象児童生徒	七戸養護学校 小学部 年 組 氏名
実施日時	平成21年6月12日(金) 5時間目
記録者(学級担任)	
授業名	自立活動
活動の流れ	1 はじめのあいさつ 2 カードの選択 3 鉛筆を使った学習 4 おわりのあいさつ
目標・ねらい	・教師の指示したカードを取ることができる。 ・2点間を鉛筆で書くことができる。
現状・現在の取組	・カードの選択の学習では、本児の興味のある内容を教材として取り組んでいる。 ・体幹を支持するために、クッションを右の脇腹に当てるようにしている。
課題点・疑問点	・クッションを使用しているが、右側に姿勢が崩れ、頭部も下を向いていることが多い。 ・書く活動での上肢の動きの支援についての配慮事項について確認したい。

図 7 ケース会シート (2)

対象児童生徒	七戸養護学校 小学部 年 組 氏名
実施日時	平成21年6月12日(金) 5時間目
授業名	自立活動
学習活動で確認したこと	・いつか2人組で「いつか」のカードを ・机の配置はいつか向かって右側? ・「いつか」で書くカードはいつか同じ課題か?
アドバイスについて	体幹が右に傾く理由 ①机の配置が右のため、左手を持ち上げ「いつか」のために重心が右側に右に移動させ、右側で支える必要がある。(しかし右側で支えるには「いつか」) ②机の配置が右で、右側は「いつか」のカードを体幹が右に傾けて見ている。 ・今の配置では「いつか」のカードを向かって右側に配置し直す。 ・右側の机の支えを「いつか」のように、壁や机を作ります。
所見	・「いつか」の時間、体幹が右に傾いている。 頭部が起き上がり、①右に傾いている。 ②カードを選ぶ順番が自分に来ている。 ③最後の「いつか」で左手を「いつか」の上に置いておく。があった。

図 8 ケース会シート (3)

対象児童生徒	七戸養護学校 小学部 年 組 氏名
実施日時	平成21年 6月12日
記録者(学級担任)	
授業名	自立活動
外部専門家からのアドバイスや指導の改善点	<p>N P T</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読むには、見るが必要であり、適切に見るには、体幹を支持することが必要である。 ・クッションを使用していたが、体幹を支えるような活用の仕方になっていない。体幹を支持するためには、背中の骨盤と肋骨の間の柔らかい部分を下の方から押すような感じで支える。バスタオルでも可。空気を入れて膨らますタイプのクッションだと調節しやすい。また、下肢の隙間を埋め、机の高さを調節する必要がある。 ・机に関しては、鉛筆を使うのであれば、柔らかい板は難しいのではないかと。また、動作をするためには、どこかに支点をおいて考えるべき。 ・鉛筆を使わせることのねらいを考える必要がある。 ・鉛筆の動かし方は、左手前から右奥だったが、他にもいろいろな動かし方があるように思う。 ・鉛筆ではなく握りやすいペン、書くいろいろな方向、書く量、そして、何度か繰り返すことで本人のやりやすさが見えてくるかもしれない。 ・カードをとる場面では、左手で取っていたが、ねらいとしては左手で取るものなのか、右手で取ってもよいのか、検討し、右手を使えるポジションを作り、活動の幅を拡げてもよいのではないかと。 ・頑張りすぎると足の痛みへとつながるので、本人の持っている力をどのように使うかが大切。うまくコントロールできるような環境設定をする。 ・いろいろな活動で、右手を動かす場面を意図的に作るのか、左手の動きをさらに向上させるのか、目標として見直すときには、日常生活の中で観察して目標を設定する必要がある。 ・たくさんの動作があったが、見る・読むときにどのように動作をつなげるのか、また、待機時間などはどう過ごすのか考える必要がある。 <p>F P T</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分から右手を使うことはないのか。 →時々使うこともあるが、指示をしない限り使うことはない。 ・右に傾くのは、右目をほとんど使っておらず、左目でもものを見ているからではないか、他の児童と場所を交換すると頭部が起きてくるのではないかと。 ・右手を支持にのみ使えば、身体もあがってくるのではないかと。右手を支持

エ 外部専門家活用の実例（事例）

A) 児童の実態

身体面については、腹部の力が弱く、姿勢を保持することが難しい。そのため前傾になり、首が前に突き出て、頭が下がっている。声がけで顔を上げることができるが、長時間は難しい。上肢は、手指の細かい動きが難しい。体に力が入るとひじが曲がった状態で両手が上がる。下肢は、股関節脱きゅうがある。右足が曲がると自分で戻すことができない。右足のしびれや痛みを訴えることが多い。移動は、主に車いすである。手を使って、ずりばいで移動できる。

B) 1回目の授業（学習活動と児童の様子）

言語の形成と活用を目的とした、教員の指示したカードを選択する学習活動では、右側に体幹と頭部が崩れていて、左手でカードを取ると右手が机から落ちてしまう様子が見られた。上肢の動きの向上を目的とした2点間を直線で結ぶ学習活動では、左手で鉛筆を握っているがぎこちなく、なんとか線を引いている状態である。右手は支持に使われておらず、体幹が崩れていた。

C) 1回目のケース会でのPTからのアドバイス

適切に見る、書くという学習をするには、体幹を支持することが必要である。しかし、体幹を支えるようなクッションの活用の仕方になっていない。体幹が崩れる理由として、利き手が左であり、左手を持ち上げるためには、重心をわずかに右に移動させて、右手で支える必要がある。そのため右側に倒れてしまう。さらに、利き目が左目であり、右側は見えづらいので、右に体幹を傾けて見ている。体幹を保持するためには、授業終了後の行動観察時にPTが調整したように、でん部をしっかりと座面におさめ、胸郭下と大腿後面にクッションを入れて様子を観察する。また、下肢の隙間を埋め、テーブルの高さを調節する必要がある。右手を支持だけに使うことも考えられる。書く活動について、鉛筆を使うねらいや書く方向を検討する必要があるが、まず、本人が書きやすさを感じる事が重要である。

D) 1回目のケース会後の改善点

第1点は、体幹を保持するためにでん部をしっかりと座面におさめ、胸郭下と大腿後面にクッションを入れた。また、机上に右手支持のためのハンドルをつけた。第2点は、利き目の問題もあるので、児童の配置を換えた。第3点は、書きやすい環境を設定するために、鉛筆ではなく、握りやすい太いペンにし、下敷きは柔らかい材質ではなく、硬い材質にした。また、本人が動かしやすい方向で書くようにし、書く量も十分に確保できる

ようにした。

E) 2回目の授業（学習活動と児童の様子）

教員が指示したカードの選択の学習では、頭部を起こして提示された教材をしっかりと見て、姿勢を保持する時間が長くなった（表9）。筆記用具を用いての2点間を直線で結ぶ学習では、右手でハンドルを握っていると姿勢が保持され、左手を動かす動作が容易になり、楽しみながら書く様子が見られた。全体を通して、ハンドルを握っていない時に右ひじが机から落ちる場面が多くあった。

表9 頭部を上げた回数と時間

	①6/12	②6/26	③9/4
回数	24	42	54
時間	5m33s	28m41s	22m16s
授業時間	30m	40m	34m
割合	16%	70%	64%

F) 2回目のケース会でのPTからのアドバイス

対象児が見ようという意欲がある時は体幹が前に出て、頭部を上げる場面があったが、見る姿勢と教材の提示の仕方について、視覚的な配慮（色使い、形等）や教材までの距離や高さ、角度を確認し、見やすい環境を設定する。右ひじの安定については、右ひじが机からはみだすと自力で戻すことが難しいので、ひじを支持するために壁を作ることを提案する。右足の痛みについて、どの時間でどのような姿勢の時に痛みがあるのか記録をつけてみる必要がある。

G) 2回目のケース会後の改善点

第1点は、カード等の提示物は教員が手で持つのではなく、児童が見やすい位置に固定した。第2点は、右ひじを支持するために壁を製作した。第3点は、右足の痛みについては、痛みを訴える学習場面、姿勢、座位保持装置やクッションチェア等の補装具の利用状況を2週間ほど記録し、それらの関係性を探ることにした。

H) 3回目の授業

指示したカードの選択では、何枚ものカードをよく見比べるようになった。右手で体幹を支持できており、左手の動作が円滑になり、カードを選び取る時間が早くなった。

I) 3回目のケース会終了後の取組

姿勢保持のための環境設定は、学校教育全体や家庭でも取り組んでいる。また、家庭とも連携をとりながら足の痛みを除くために座位保持装置を改善していく。個別の指導計画の見直しとして、上肢の動作についての目標の変更や視覚についての手立ての追加を検討した。

オ PTからの主なアドバイスの内容

4事例のケース会における主なアドバイスの内容は以下のとおりである。

- ①姿勢を保持するための道具や調整
- ②自発的な学習をするための姿勢と運動動作の調整
- ③教材や教材製作
- ④車いす等装身具の適合や調整
- ⑤見やすい姿勢と環境設定
- ⑥個別、学習グループの指導内容や方法

カ 研修会

研究グループで要望が多かったテーマを設定し、定期的に来校する PT による校内研修会を 2 回実施した。

A) 第 1 回研修会

期 日 平成 21 年 7 月 10 日 (金曜日)

テーマ 姿勢や身体の動かし方について

内 容 座面の圧力を測定する機械を用いて、どのように圧力がかかっているのかをパソコンで表示して視覚で把握したり、実際に座って体験したりした。また、身体の動きについて上下左右前後の加速度を測定する測定加速度センサーを用いて、シートやクッションの有無でどのような違いがあるのかを確認した。

B) 第 2 回研修会

期 日 平成 21 年 9 月 11 日 (金曜日)

テーマ シートやクッションの作り方

内 容 様々な硬さのウレタンを組み合わせるシートを製作したり、紙粘土を用いてシートや車いすと身体の隙間を埋めるクッションを製作したりした。

キ 地域公開研修会

定期的に来校する PT 以外の外部専門家として、車いすの開発者と大学教授を講師として研修会を実施した。

A) 第 1 回研修会

期 日 平成 21 年 7 月 4 日 (土曜日)

テーマ 車いすで活動するための姿勢について

講 師 北海道立心身障害者総合相談所 指導主任 西村 重男 氏

参加者 131 名 (特別支援学校教員 95 名、PT14 名、OT2 名、保護者 6 名、車いす製作業者や医療機器販売会社員 13 名、他 1 名)

内 容 人的な環境と車いす等の物理的環境を変えることで、人が本来もつ潜在力を発揮し、能力を育てていこうという考え方である A B S (アクティブバランスシーティング) について、姿勢モデル

の講義と具体的対応の実演があった。

B) 第2回研修会

期 日 平成21年8月6日(木曜日)

テーマ 多様な障害のニーズに対応できる授業改善の視点について

講 師 東京大学先端科学技術研究センター教授 中邑 賢龍 氏

参加者 98名(小学校教員9名、中学校教員5名、高等学校教員1名、特別支援学校教員83名)

内 容 児童生徒の個性を活かし、積極的な社会参加を促すために、個々の児童生徒のニーズに対する支援方法はどうあるべきか、それらを関連させた授業づくりはどのように行うか等について講義があった。

2. 教員訪問型

ア 外部専門家の人選

児童生徒によっては、PTの他にOT、ST等の外部専門家も活用するケースもある。

イ 訪問日程

表10は、教員が訪問した医療機関、外部専門家の職種、アドバイスの内容である。

表10 訪問日程等

No	実施日	対象児童生徒		医療機関	職種	内容
1	21/6/10	A	—	M市立病院	PT	姿勢管理、排痰手技、装具等調整
2	21/7/14	B	—	A医療療育センター	PT	姿勢管理
3	21/7/22	C	○	Sクリニック	ST	姿勢管理、摂食指導、発声指導
4	21/7/27	C	○	H医療療育センター	OT	車いす操作、姿勢管理
5	21/7/28	D	○	A医療療育センター	PT	姿勢管理、運動動作、遊具活用
6	21/7/29	E	○	H医療療育センター	PT	姿勢管理、緊張緩和手技
7	21/8/18	F	—	H医療療育センター	OT	姿勢管理、教材教具の作成・活用
8	21/10/9	G	—	Sクリニック	ST	発声発語指導、言語理解
9	21/11/18	H	—	H医療療育センター	PT	姿勢管理、緊張緩和手技
10	21/12/15	H	—	T市立病院	PT	姿勢管理、緊張緩和手技
11	22/1/18	I	○	H医療療育センター	PT	装具等調整、歩行指導
12	22/2/12	H	—	H医療療育センター	PT	車いす調整

注：○は、外部専門家来校型も行った児童生徒。

ウ 教員訪問の手順

図 11 は教員が訪問する際の手順、図 12 は連携のために活用するシートの様式である。

図 11 教員訪問の手順

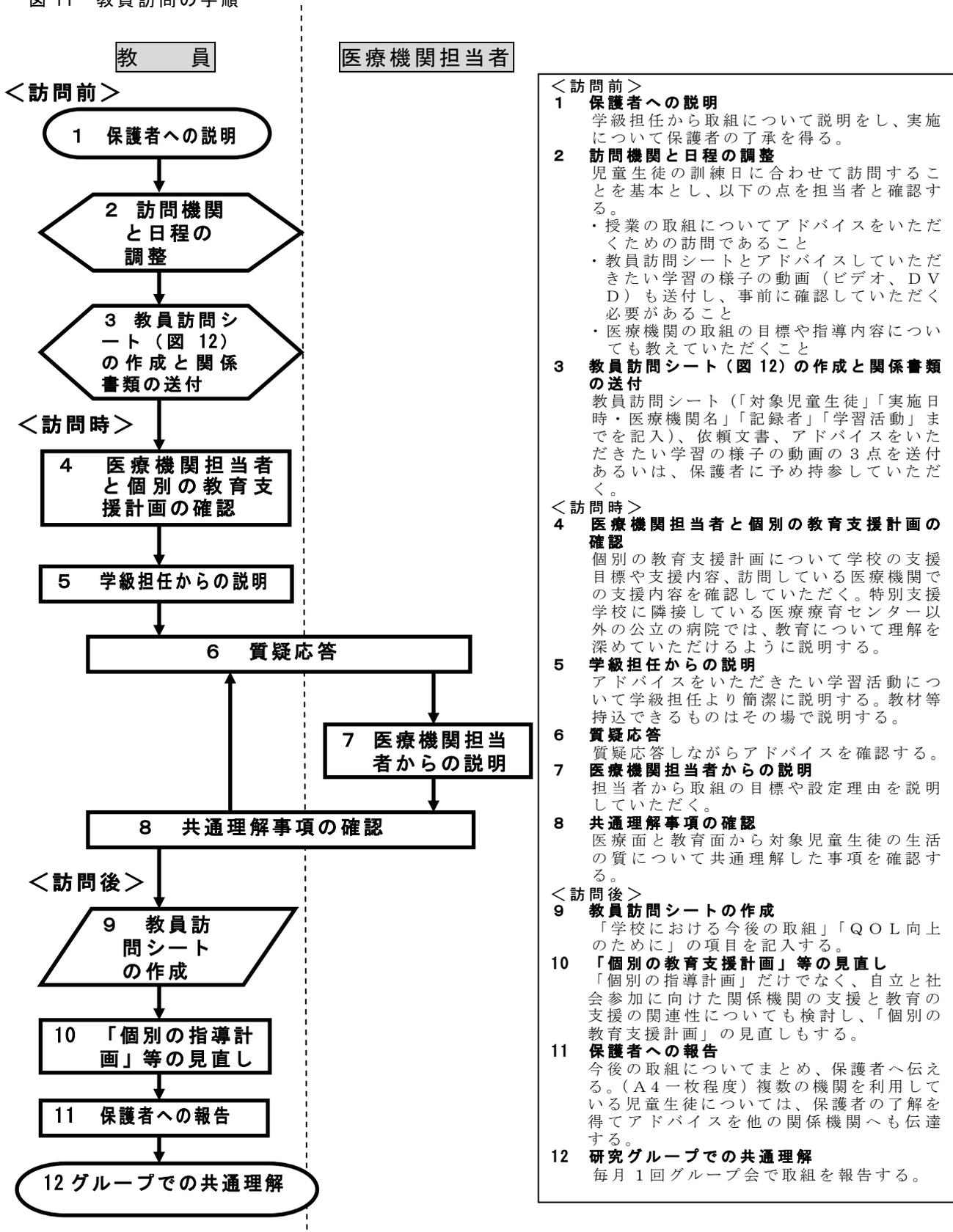


図 12 教員訪問のシート

対象児童生徒	七戸養護学校 中学部 組 氏名
実施日時・医療機関名	平成21年11月18日(水) 11:00～ H医療療育センター
記録者(学級担任)	
学習活動	<p>目標・ねらい</p> <p>①頸周辺と上肢における緊張の緩和による体幹の安定した支持を維持する。</p> <p>②両足の可動域を維持するため股関節を緩め可動域を広げる。</p> <hr/> <p>現状・現在の取組</p> <p>①あぐら座位については、股関節に対しての負担がかかるということから、フアンリテーションボールに座り、後ろから支えながら自分でバランスをとるようにしている。</p> <p>②リマック体操や座位の姿勢で股関節にブロックを挟み、股関節を緩める活動に取り組んでいる。</p> <hr/> <p>課題点・疑問点</p> <p>①バランスを崩したり、何かで喜んだりすると不随の動きで上肢を後ろに反らして緊張してしまう。</p> <p>②喜んでいる時は上肢、下肢の緊張が強いため、緊張を緩めるのが難しい。</p>
医療機関担当者名	H医療療育センター PT
医療機関担当者からのアドバイス	・あぐら座位については、股関節を十分に緩め、上肢の緊張をほぐしてから実施する。
医療機関での取組	<p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肩関節、腕、手指機能及び股関節の緩めと可動域の拡大 ・上肢の体幹の安定 <hr/> <p>現在の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肩関節、腕、手指機能及び股関節を緩めるマッサージ ・あぐら座位による体幹と頭部の支持 <hr/> <p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関節の可動域の維持と筋緊張を少なくするため。 ・上肢の筋緊張を抑え、リラックスした姿勢を保持するため。
相互理解点	・全身の緊張を緩めるためには、肩、腕、腰、脚(股関節)の各関節を十分にリラックスさせ、各関節を動かして緊張を緩める。
学校における今後の取組	・普段の学習活動場面からリラックスできる環境を整え、心も体もリラックスした状態から、身体を動かす活動に取り組み、変形の予防と四肢機能の可動域の維持を図る。
QOL向上のために	・できるだけ不随の筋緊張を少なくするように、自ら緊張を緩めることができるように指導していく。自ら緊張を緩めるのが難しい場合は、他者の働きか

エ 複数の医療機関等活用の実例(事例)

A) 生徒の実態

表情が豊かで快不快を表情や発声、身体の緊張で表現することができる。音に対して敏感で、音がする方へは頭部を左右に動かし興味のある方を向こうとする。手指機能については、手の指先を動かし積極的に素材に触れて感触を味わう様子も見られる。物を握ることは難しいが、ボール等をはじくことができゲーム等の活動については意欲的に取り組んでいる。左の股関節に脱きゅうがあり、筋緊張も強いため体幹が右側に崩れやすい。

B) 生徒の課題

身体面については、教員の働きかけや自分で四肢の緊張を緩め、落ち着いて活動に取り組めることが望ましいと考えられる。車いすでの座位姿勢による頭部の安定、身体の力を抜いてリラックスした状態での手指機能の活用が主な課題となる。課題の克服によって、興味のある物を見たり、触れて動かしたりすることで認知面の向上へもつながると考えられる。また、

身体をリラックスさせることを覚えることで不適切な筋緊張を避け、筋緊張亢進及び変形や拘縮の予防にも繋がると考えられる。

C) 医療機関における外部専門家によるアドバイス

本生徒については、二つの医療機関に通い定期的な訓練を行っている。月1回のH医療療育センターと週1回のT病院のリハビリテーション科である。どちらもPTによる訓練を行っている。医療機関間での連携はないが、いずれにしても授業の様子や教員訪問シートを基に訓練の目標や実際に取り組んでいる内容等について話を聞き、アドバイスを受け、授業を行う上での参考とした。二つの医療機関からのアドバイスを受けることで、どのように取り組めばよいか具体的に考えることができた。

H医療療育センターでのアドバイスは、「あぐら座位については、股関節を十分に緩め、上肢の緊張を緩めてから実施する。まずは、身体をリラックスさせてから活動に取り組む。」というものである。

また、T病院のアドバイスは、「まず本人が緊張しないような環境（落ち着いて取り組める環境）を設定し、その中で快の表情が表出できるような活動に取り組むことが望ましい。」というものである。

二つの医療機関に共通していることは、基本的に授業で身体を動かす場合は、十分にマッサージ等を行い、身体をリラックスさせることと体幹の安定により頭部を支持し、それによって視覚の範囲を広げ興味関心を高められればよいのではないかという話であった。また体幹を安定させ両手を前に出すことで、生徒が手を動きやすくなりそれによって意欲的に感触遊びに取り組めるのではないかと助言もいただいた。筋緊張の弛緩と体幹の安定による頭部の支持という二つのキーワードを基に緊張をさせず、まずはリラックスできる環境作りが大切という話であった。

D) 指導と生徒の変容

これまでの二つの医療機関からのアドバイスを授業に生かすために、端座位もしくはあぐら座位の姿勢を取る場合には、はじめに全身の緊張を弛め、特に下肢については膝関節の伸展及び屈曲と股関節の緩めながらの外旋による可動域の拡大に取り組み、生徒があぐら座位を行っても苦痛な表情を見せずに取り組むことができた。また、ベンチ座位による端座位についても股関節の柔軟によって得た可動域の拡がりにより体幹の安定を増し、それと同時に上肢の安定とともに頭部の保持も維持されてきた。そのため、これまで右側へ前屈しがちだった頭部も正中位で保持できるようになってきている。今後さらに保持の安定を養うために、これらの取り組みとともに感覚統合の学習内容を取り入れながら指導したいと考える。

E) 今後の課題として

二つの医療機関からのアドバイスをいただき、どちらの医療機関でも生

徒の生活に直結できるような目的と内容について話していただき、具体的に直接訓練場面を見て話を聞いたことは今後の指導計画の作成には非常に参考になった。医療機関等訪問シート内にもあるが、QOL向上のためという項目の中身をいかに授業で実践していくかが今後の課題である。

7 平成 21 年度の成果と課題

1) 成果

1. 外部専門家来校型

授業観察や行動観察等によって、児童生徒の実態把握がより客観的になり、個別の学習課題が明確になった。事後ケース会の PT のアドバイスを参考にして、身体面だけでなく、教材教具や児童生徒や教員配置等の環境面、授業の展開等多くの面から授業を改善することができ、児童生徒の姿勢の改善、身体の動き等の能力が向上した。また、これまでの指導内容や方法を見直し、個別の指導計画や年間指導計画に反映させることによって、児童生徒の姿勢の改善、身体の動き、教材教具、環境設定について学校教育全般で改善が見られ始めている。さらに保護者への指導内容や方法についての説明が明確になり、学校以外の生活場面でも取り組むことによって、児童生徒の生活の質の向上につながった。

実践を通して、ケース会の手順やシートの改善を図ったことにより、授業改善の一つのモデルが得られたことも成果として挙げられる。

2. 研修会

指導方法、教材教具、教育環境等の知識や技能を高めるだけでなく、指導内容や方法を改善するという意識を持つことができた。学校職員だけでなく、保護者、車いす業者、医療の職員による参加は地域のネットワークの構築につながった。

3. 教員訪問型

PT 以外に OT、ST からのアドバイスを受けたことにより、多岐にわたるアドバイスをいかした授業を展開することができた。複数の医療機関を利用している児童生徒については、医療機関からのアドバイスの取組を他の医療機関へ伝達、確認し合うことによって、複数の医療機関が学校の取組に関して共通理解を持つことができた。

また、医療機関と福祉施設を併せて利用している児童について、アドバイスの取組を福祉施設に伝達したことにより、統一した取組が可能となった。教員が訪問することによって、家庭、学校、医療の共通理解を図ることができ、情報交換の場にもなり、個別の指導計画だけでなく、個別の教育支援計画の修正もすることができた。

4. 全体を通して

一人の対象児童生徒において外部専門家来校型と教員訪問型を複数活用した事例については、より多面的なアドバイスを受けることができた。

平成 21 年度日本特殊教育学会、平成 21 年度青森県保健医療福祉研究発表会にて研究成果を発表した。

2) 課題

1. 外部専門家来校型

事前ケース会での PT への各計画の説明のポイント、実態把握の時期の設定、授業観察の設定時期や次回授業観察までの間隔の長さについて検討することが必要である。連携を深めていくためには、PT の専門用語をわかりやすく教員に伝えたり、教育分野の事項を PT に説明できたりする同時通訳的な機能を果たす系の配置が必要である。

2. 教員訪問型

医療機関によって、話し合える時間が様々なため、各医療機関に応じて対応を工夫する必要がある。また、医療機関で異なるアドバイスが生じた場合は、来校する PT と相談したり、目標や指導内容を見直し学習活動においてどちらが適切か検討したりする必要がある。

3. 全体を通して

補装具、座位保持装置、車いす等の調整等について、学習活動の目的を達成するために来校する PT と医療機関の PT との連携する場の設定が必要である。地域における外部専門家同士の連携を深める必要がある。

8 モデルプラン

本校での外部専門家活用プログラムの実施に基づき、他の地域や事例にも応用できるモデルプランを以下のように提案する。

1) 運営組織

1. 外部専門家活用委員会

外部専門家との連携を円滑に進めるために、校内で担当する組織として、外部専門家活用委員会を設置する。

委員会には、運営係を設置し、企画運営を進める。(運営係の役割は、p29 図 2 参照)

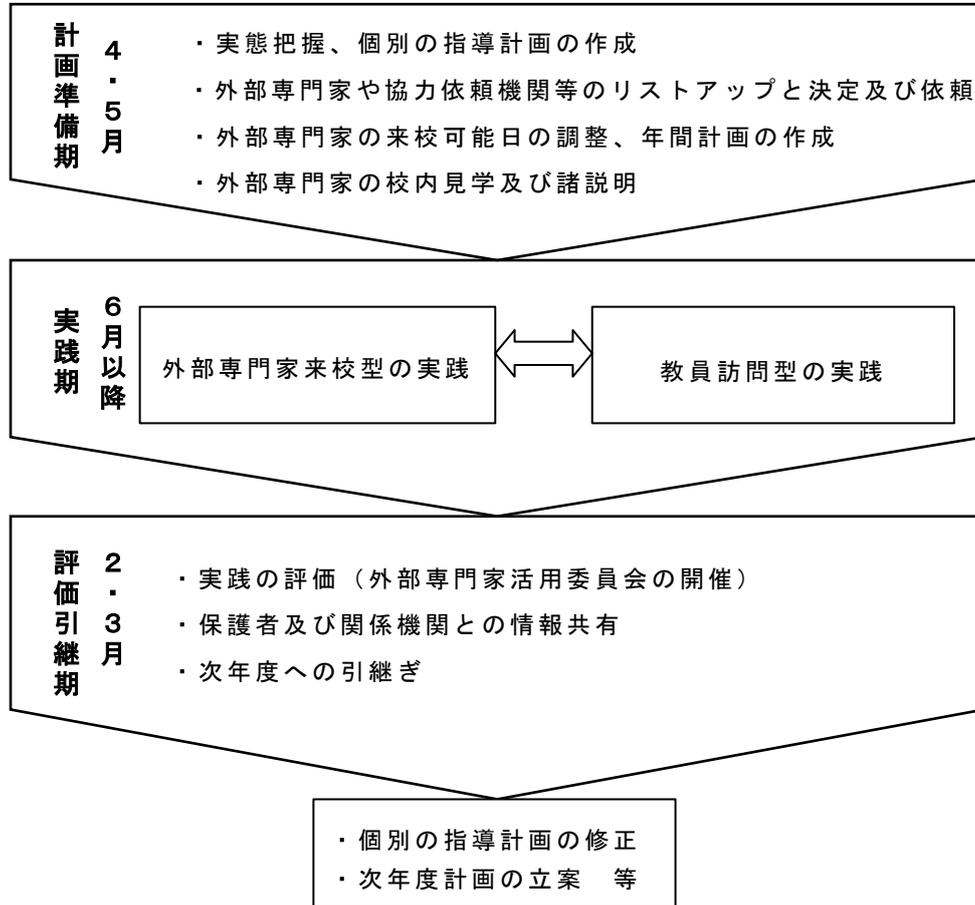
2. 連携方法・形態

外部専門家来校型と教員訪問型を設定する。

ア 1年間の活動の流れ

図 13 は、年間の活動の概要である。

図 13 1年間の活動の流れ



イ 外部専門家来校型

A) 設定条件

外部専門家の職種は、PT、OT、ST 等があるが、本県では関係機関に所属する方の数も少なく、人選が難しいと考えられる。しかし、多角的にアドバイスをいただくためにも、人数は 2 名とする。可能であれば、教育の分野とかかわった経験のある外部専門家が好条件である。

基本的には個別に直接指導や授業観察を実施する。ただし、グループでの授業の場合もあるため、直接指導の実態把握に時間が確保できれば児童生徒の人数を増やすことも考えられる。日程は、同一曜日であることが外部専門家及び学校のスケジュール調整が容易であるため、同一曜日の午後 3 時間とする。表 14 は、13 時から 16 時のスケジュール案である。

表 14 スケジュール案
来校日のスケジュール

時間	内容
13:00～13:10	打合せ
13:10～14:40	観察・指導
14:40～15:00	資料整理
15:00～16:00	ケース会

B) 取組の手順

各シート（図 16、17、18）を活用しながら、図 15 に示すような手順で実践を進める。

図 15 外部専門家来校型モデルプラン

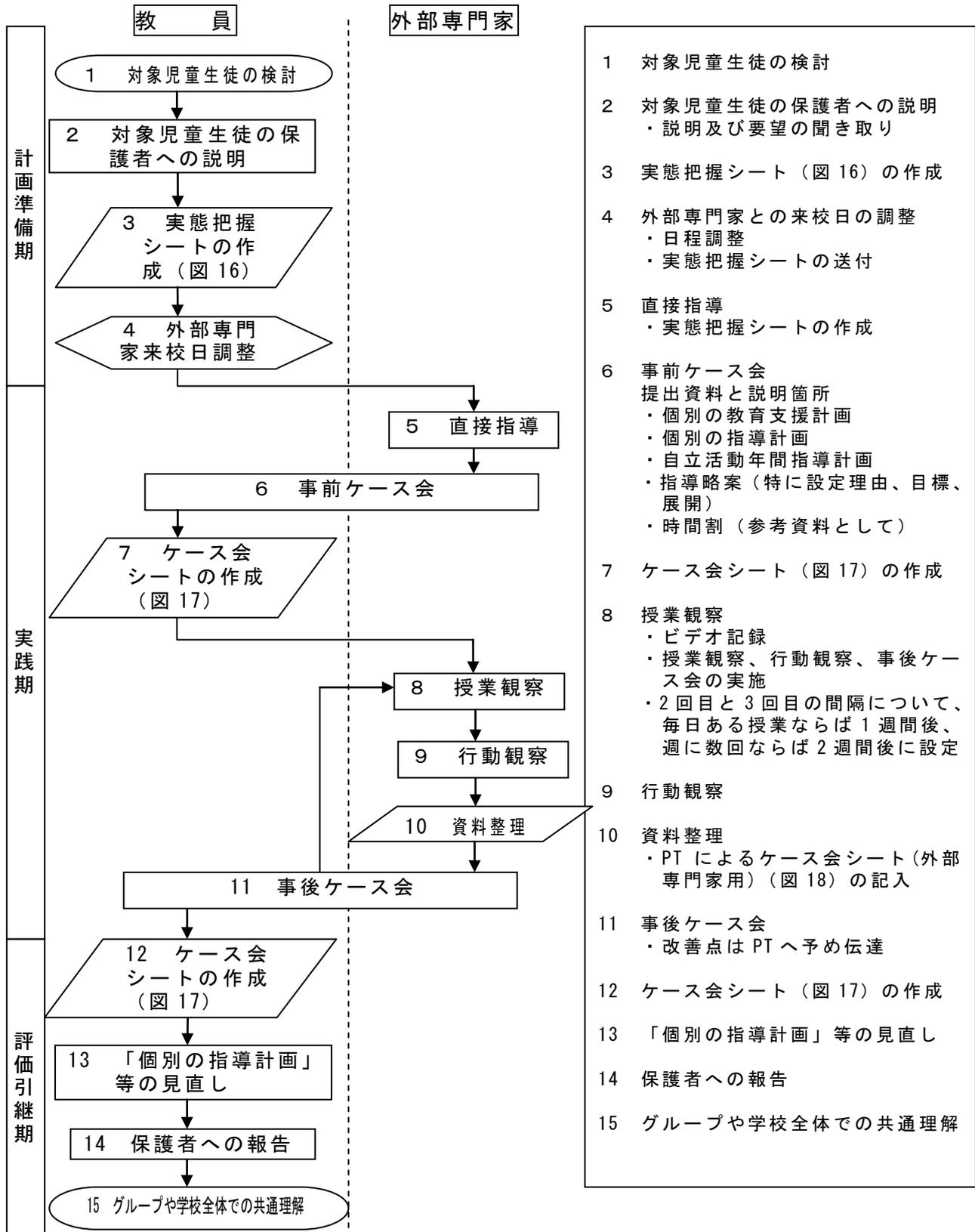


図 16 実態把握シート

実施日・場所		平成 年 月 日 場所
記録者		
対象児童生徒	学部 年 組 氏名	
対象児童生徒の 身体面の実態	障害名	
	体 幹	
	上 肢	
	下 肢	
	姿勢保持	
	移 動	
指導上の悩みや疑問点		
保護者からの相談等		

図 17 ケース会シート（ケース会記録）

対象児童生徒	七戸養護学校 学部 年 組 氏名
実施日時	平成 年 月 日
記録者（学級担任）	
授業名	
外部専門家からのアドバイスを指導の改善点	
QOL向上のために	

図 18 ケース会シート（外部専門家用）

対象児童生徒	七戸養護学校 部 年 組 氏名
実施日時	平成 年 月 日（ 曜日） 時間目
授業名	
学習活動で確認したいこと	
アドバイスについて	
所見	

ウ 教員訪問型

A) 設定条件

医療機関に所属している外部専門家の職種は、PT、OT、ST 等多種と考えられ、多角的にアドバイスをいただくことが可能となる。ただし、教育の分野とかかわった経験のある外部専門家は限定されることが予想される。そのため、外部専門家来校型と併用して実施することが可能な場合、教員訪問シートの学習活動の課題点や疑問点の記入時、来校している外部専門家に確認していただく手続をすると、教育活動を遂行する上での課題点を医療従事者でも理解しやすい形に直すこともでき、教員にとっても的確な返答を得やすいということが考えられる。

留意点としては、話を訓練終了後に設定できる医療機関等は少ないと考えられるため、できるだけ話合いの時間を確保するようあらかじめ資料を提出しておくことが大切である。

B) 取組の手順

基本的には、活用プログラムで実施した方法であるが、教員訪問シート作成時、外部専門家来校型の外部専門家に確認する手続きを追加する。連携のためのシートは、事例のシート（図 12）を活用する。

第3章 事業のまとめ

I 成果

いずれの指定地域においても、外部専門家の活用によって授業改善や教員の専門性の向上、関係機関との連携が図られたことが成果とされている。

県立弘前聾学校では、実態把握における諸検査や授業場面での指導に ST を活用することによる効果や、本実践研究を通して ST と教員の相互理解が深まったことが報告された。

県立青森聾学校では、教員のコミュニケーション能力向上のための手立てのほか、幼稚部から高等部まで在籍している学校事情に即した指導内容の改善が報告された。

県立八戸聾学校では、外部専門家による授業研究や指導方法研究等に基づいた授業評価表を開発し、併せてこれまでの実践も踏まえた自立活動指導内容表の整理を行った。

県立七戸養護学校からは、医療施設が隣接していない学校が肢体不自由を併せ有する児童生徒の指導を充実させるためのモデルプランについて、外部専門家来校型と教員訪問型の二つが提案された。

各校の実情に応じた実践からそれぞれの成果が報告されたが、共通しているのは、それらの成果が教員の指導力や専門性の向上につながり、各校の児童生徒の指導や支援が充実したことである。

II 課題

本事業において、青森県言語聴覚士会所属 ST 及び公立大学法人青森県立保健大学の教員である PT の継続的な協力を得られたことは、研究実践の充実に不可欠なものであった。2 か年の取組を端緒として、診療や講義・研究といった本務との調整など課題を解決しながら、今後も関係性を継続し、相互に協力し合う体制を強化していくことが重要である。

また、各校の実情に応じた地域の医療等関係機関の協力体制の構築についても、実践研究の成果をもとにした取組が大切である。

III 今後の取組

地域の外部専門家によって指導方法や内容の改善が図られることは、対象とする障害種別の専門性の向上ばかりでなく、特別支援学校の大切な役割である地域における特別支援教育のセンター的機能の充実に密接に関連している。

協力いただいた外部専門家からは、「胸襟を開いた関係性」の大切さのほか、「発達障害等への対応」の必要性が指摘された。これらは、本県の特別支援学校の在り方を検討する上でも重要な視点である。

この 2 か年の実践研究による各校の成果と課題は、障害種別あるいは地域の違いによらず、今後の取組に大いに参考となるものである。各特別支援学校での活用とその発展が期待される。

各校担当者一覧

学校名	職名	氏名
弘前聾学校	教頭	菊池 潔
弘前聾学校	教諭	後藤 進
青森聾学校	教頭	山上 恵子
青森聾学校	教諭	中田 眞弓
八戸聾学校	教頭	中村 健
八戸聾学校	教諭	成田 章
七戸養護学校	教頭	西沢 勝則
七戸養護学校	教諭	藤川 雅人

なお、県教育庁においては、次の者が編集にあたった。

- 小林 一也 県教育庁参事・学校教育課長
- 棟方 紀久雄 県教育庁総括副参事・学校教育課特別支援教育推進室長
- 内藤 静子 県教育庁学校教育課特別支援教育推進室主任指導主事
- 川口 晃世 県教育庁学校教育課特別支援教育推進室指導主事
- 大崎 光幸 県教育庁学校教育課特別支援教育推進室指導主事
- 小松崎 明 県教育庁学校教育課特別支援教育推進室指導主事
- 湯田 秀樹 県教育庁学校教育課特別支援教育推進室指導主事